

湖北広域行政事務センター  
新施設建設候補地

選定評価結果報告書

平成29年 6月

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会

# 目 次

1.	はじめに.....	1
2.	新施設の整備方針.....	2
3.	建設候補地の公募.....	3
4.	建設候補地の選定.....	4
4.1	建設候補地選定の流れ.....	4
4.2	審査の方法と基準.....	5
4.3	審査結果.....	10
5.	評価（選定）結果.....	12
6.	おわりに.....	13
	資料編.....	14

## 1. はじめに

長浜市、米原市の2市で組織された湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）は、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設および斎場の設置・運営を担っています。

センターでは、これらの施設は市民生活に必要な不可欠なものであり、近年、経年劣化により施設の建物および機械設備の老朽化が著しいことから、次期センター施設整備計画の検討を進められ、平成26年2月（平成28年2月改訂）に「施設整備に関する基本方針」を策定され、施設整備のために早急な用地確保が必要であるとされています。

こうしたことから、センターにおいて、建設候補地の選定方式について、候補地とする場所の抽出や施設設置に関して受け入れる関係自治会との合意形成などに相当な時間を要する従来の自治体が主導し選定する方式から、応募資格や応募条件を設定し、自治会との合意形成を早期に進めることが可能となる公募選定方式を行うこととされ、平成28年9月15日から平成29年3月21日までを募集期間とする建設用地の公募を実施されました。

このような経過を踏まえ、公募により申請された応募用地について、その適性を評価基準などにより総合的に審査し、建設候補地の公平・公正な選定を行うため、「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を附属機関として設置がされ、学識経験者、地域住民代表者（自治会の代表者および公募委員）、関係行政機関の職員の計12名が委員として、センター管理者より委嘱を受けました。

選定委員会では、平成28年10月25日から平成29年6月13日までの約9ヶ月の間、延べ10回にわたり委員会を開催し、慎重審議を重ねました。

審議にあたっては、施設整備に関する基本方針にあります基本理念を踏まえ、「安心・安全の確保」「環境保全への配慮」「事業の経済性」「用地の実現性」を視点として幅広い角度から建設候補地としての立地適性について、既存資料や現地視察などを通じて議論をしました。

今回、こうした選定委員会による建設候補地選定の経過や結果について、「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定評価結果報告書」としてまとめました。

なお、この報告書並びに選定委員会の審議内容などについては、審議過程の公平性や透明性に資するため、個人情報の保護に十分配慮しつつ、できる範囲の中での原則公開とさせていただきますことについてご理解をお願いします。

## 2. 新施設の整備方針

センターが示している新施設の整備方針は以下のとおりです。

### 【基本理念】

- 環境保全に配慮した安心な施設
- 安全で安定的な稼働ができる施設
- 循環型社会形成に貢献できる施設
- 省資源で省エネルギー、経済性に配慮した施設
- すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設
- 人生の終焉の場にふさわしい施設

### 【計画施設概要】

- ごみ焼却施設（熱回収施設）  
処理能力：143 t／日（24 時間）、処理対象物：センター管内で発生する可燃ごみ
- リサイクル施設（破碎選別施設、資源化施設）  
処理能力：34 t／日（破碎選別 21 t／日、資源化 13 t／日）  
処理対象物：センター管内で発生する不燃ごみ、粗大ごみ・資源ごみ
- 汚泥再生処理センター（し尿処理施設）  
処理能力：40kL／日、処理対象物：センター管内で発生するし尿・浄化槽汚泥等
- 斎場  
設置炉数：9 炉

※施設規模については、「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月策定）および「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づくものであり、今後、策定予定の各施設の基本計画において施設規模の見直しをされる場合があります。

### 3. 建設候補地の公募

長浜市、米原市の両市域のより多くの皆さんに関心を持っていただき、透明性の高い手法として、表 3-1 に示す応募条件により建設用地の公募を実施されました。

公募の結果、表 3-2 に示す 4 自治会から応募申請がありました。

表 3-1 応募の条件

長浜市、米原市の行政区域内の土地で、以下のいずれの条件にも適合していること。

- ① 概ね 5.0ha の用地が確保できること。
- ② 自治会（区）長・土地所有者のいずれの応募においても、応募しようとする用地の当該自治会（区）内における合意形成がなされていること。（応募用地が複数の自治会（区）にまたがる場合は、用地が該当するすべての自治会（区）の合意形成が必要です。）
- ③ 建設応募用地の土地所有者の同意が得られること。
- ④ 建設応募用地は、買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する。また、応募用地に建設する施設の稼働期限は設けず、継続的な施設の運営・更新ができること。
- ⑤ 暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、および建設用地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

表 3-2 応募申請一覧

申請日	応募者	面積
平成29年1月23日	長浜市木尾町自治会 (木尾町自治会)	約5.3ha
平成29年2月28日	長浜市海老江自治会 (海老江自治会)	約5.1ha
平成29年3月16日	長浜市安養寺自治会 (安養寺自治会)	約5.0ha
平成29年3月17日	長浜市飯山町自治会 (飯山町自治会)	約4.9ha

備考1) 並びは申請順。

2) 以下、本報告書では、各応募用地をカッコ書き内の名称で呼ぶこととする。

## 4. 建設候補地の選定

### 4.1 建設候補地選定の流れ

建設候補地選定の流れは、表 4.1-1 に示すとおりです。

表 4.1-1 建設候補地選定の流れ

審議の流れ	新施設建設候補地選定委員会				
	開催回数	主な内容	開催時期	委員会の公開・非公開	議事概要・資料
	1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の委嘱式、委員紹介</li> <li>新施設建設候補地選定について</li> <li>選定委員会の役割、審議事項について</li> </ul>	平成28年 10月25日	公開	公表
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">審査基準の作成</div> 	2回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>新施設建設候補地選定の流れ</li> <li>資格判定審査基準の検討 (判定方法、判定基準、進め方の検討)</li> <li>相対評価審査基準の検討 (評価方法、評価指標、評価基準、進め方の検討)</li> </ul>	平成28年 11月25日	公開	公表
	3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格判定審査基準の決定</li> <li>相対評価審査基準の検討 (評価方法、評価指標、評価基準、進め方の検討)</li> </ul>	平成28年 12月26日	公開	公表
	4回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対評価審査基準の検討 (評価方法、評価指標、評価基準の検討)</li> </ul>	平成29年 1月23日	公開	公表
	5回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対評価審査基準の決定</li> <li>審査基準の公表について</li> </ul>	平成29年 2月17日	公開	公表
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">審査基準の公表 (平成29年3月7日)</div> 	平成29年3月21日 公募締め切り			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資格判定審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">相対評価審査</div> 	6回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格判定審査</li> <li>相対評価審査 (相対比較項目による評価)</li> <li>選定評価結果報告書(案)の検討</li> </ul>	平成29年 4月19日	非公開	一部公表
	7回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地視察</li> </ul>	平成29年 5月11日	非公開	—
	8回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対評価審査 (相対比較項目による評価、多面的評価)</li> </ul>	平成29年 5月24日	非公開	一部公表
	9回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対評価審査 (多面的評価)</li> <li>選定評価結果報告書(案)の検討</li> </ul>		非公開	一部公表
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">報告書作成</div>	10回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定評価結果報告書の決定</li> </ul>	平成29年 6月13日	非公開	一部公表



センター管理者へ報告

## 4.2 審査の方法と基準

### 4.2.1 資格判定審査

資格判定審査の基準は、表 4.2-1 に示すとおりです。

これらの基準すべてに適合している応募地について、相対評価審査を行うこととしました。

表 4.2-1 資格判定審査基準

	項目、考え方	審査基準
①	施設整備に必要な面積が確保できていること。 ・概ね5.0haの建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。	応募用地の面積が登記簿上で4.5ha以上あること。
②	平坦地の造成が容易にできること。 ・建設応募用地の造成工事が大規模にならないこと。	造成工事に関わる付帯工事（仮設道路や伐採）が少なく、造成にかかる期間 <sup>1)</sup> が工事着工から2年以内を見込めること。
③	建設用地において、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。 ・各種土地利用規制の例（農業振興地域、保安林、文化財保護、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の地域地区、景観計画重点区域ほか）	下記に係る土地利用規制範囲に含まれないこと。 ・森林法：保安林 ・文化財保護法：重要文化財、登録有形文化財、重要民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物、登録記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ・急傾斜地法：急傾斜地崩壊危険区域
④	ライフライン（上下水道、地下水および高圧受電（6,600V））の確保ができること。 ・下水道については公共下水道の処理分区内であること。もしくは、現在、農業集落排水施設の区域であっても今後、公共下水道に接続予定の計画区域であること。	下記のいずれかに適合していること。 ・公共下水道処理分区内に位置すること ・公共下水道に2016年末時点で、接続予定の計画区域に位置すること
⑤	大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。 ・幹線道路からの距離が短く搬入道路の確保が可能なこと。	対面交通が可能な2車線以上の道路から敷地境界までの直線距離が2.0km以下であること。
⑥	土質、地質条件が良好なこと。 ・施設建設に係る基礎工事等が大規模にならないこと。	地盤が軟弱な区域を定める基準 <sup>2)</sup> の内、以下の基準に適合しないこと。 ・地盤が昭和55年建設省告示第1793号第2の表中Tcに関する表に掲げる第3種地盤に該当する区域

1) 用地取得、各種許認可手続き（土地利用規制の解除、埋蔵文化財発掘調査等）、搬入道路建設等に要する期間は含まない。

2) 「地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準」（昭和62年建設省告示 第1897号）

①地耐力度が小さく不同沈下のおそれがある区域

②地震時に液状化するおそれがある砂質土地盤区域

③地盤が昭和55年建設省告示第1793号第2の表中Tcに関する表に掲げる第3種地盤に該当する区域（下表参照）

地盤種別	地盤特性	Tc
第1種地盤	岩盤、硬質砂礫層その他主として第3紀以前の地層によって構成されるもの又は地盤周期等についての調査もしくは研究の結果に基づき、これと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.4
第2種地盤	第1種地盤及び第3種地盤以外のもの	0.6
第3種地盤	腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さがおおむね30m以上のもの、泥沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね3m以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね30年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.8

#### 4.2.2 相対評価審査

相対評価審査の評価体系基準は、図 4.2-1 に示すとおりです。

各応募用地は、審査点数を 100 点満点で評価することとし、「相対比較項目による評価（80 点分）」と「多面的評価（20 点分）」の合計点で、相対評価を行うこととしました。各評価の詳細は次頁以降に示すとおりです。

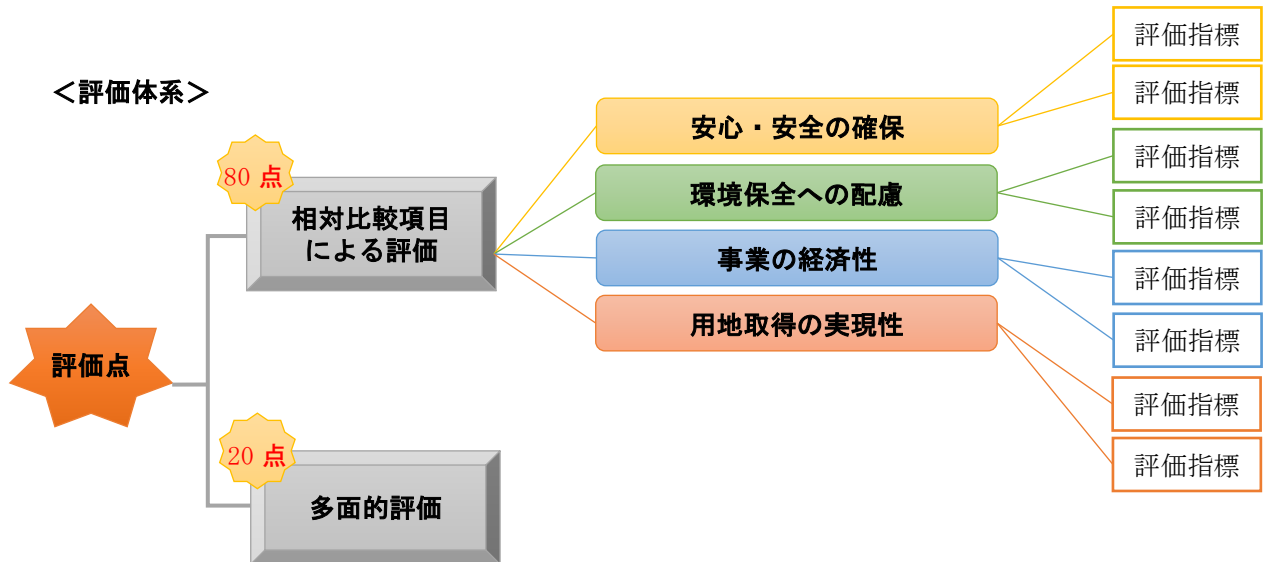


図 4.2-1 評価体系図



1) 相対比較項目による評価（80点分）

基本方針等を踏まえて設定した4つの評価視点を軸に、表4.2-2に示す評価項目・評価指標を設定しました。

評価は25の評価指標（1指標3点）に基づいて行うこととし、応募用地の得点は、評価指標による得点を合計して、80点に換算する補正係数を乗じて算出しました。各評価指標の評価基準は表4.2-3に示すとおりです。

表 4.2-2 評価項目・評価指標等一覧

No.	評価視点	評価項目	評価指標	配点	
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	3点	
1-2			地質（軟弱地盤）	3点	
1-3			活断層	3点	
1-4		施設の建設及び建替えへの制約		支障物の存在	3点
1-5				施設配置	3点
1-6		斎場利用者への配慮		斎場までの移動時間	3点
1-7		土地利用規制		河川法	3点
1-8				農業振興地域の整備に関する法律	3点
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	3点	
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	3点	
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	3点	
2-4		環境関連法規制		都市計画	3点
2-5				景観	3点
2-6				自然環境	3点
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	3点	
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	3点	
3-2		用地取得	用地取得費	3点	
3-3			敷地面積	3点	
3-4		敷地造成費	敷地造成費	3点	
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	3点	
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	3点	
4-2			地域の合意状況	3点	
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	3点	
4-4		周辺地域の状況		隣接自治会との距離	3点
4-5				搬入道路が通過する周辺自治会の有無	3点
計	4視点	16項目	25指標	75点	
80点に換算（補正係数：80/75）				80点	

表 4.2-3 相対比較項目による評価 評価基準等一覧表 (1)

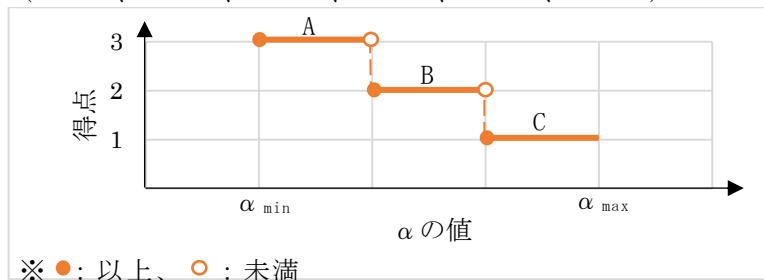
No.	評価視点	評価項目	評価指標	評価の考え方	評価基準 (点数)			主な根拠資料
					A (3点)	B (2点)	C (1点)	
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形 (土砂災害)	砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域 (指定済・指定前)、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。	応募地全域が該当する。	・滋賀県防災情報マップ ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
1-2			地質 (軟弱地盤)	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 ※PL値 (液化化指数) が低いか。	PL値 0 以上 5 未満	PL値 5 以上 15 未満	PL値 15 以上	・滋賀県防災情報マップ
1-3			活断層	敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	応募地内に活断層は位置しないが 6km 未満に存在する。	応募地内に活断層が位置する。	・大震災に学ぶ ・活断層データベース
1-4		施設の建設及び建替えへの制約	支障物の存在	施設建設の支障となる物 (鉄塔、送電線等) が無い敷地を優れていると評価する。	応募地内に支障物が無い。	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。	・現地踏査
1-5			施設配置	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 ※施設建屋等の建設に必要な用地 (90×113m、45m×60m、66m×67m、90×113m の長方形) が配置可能か。	長方形の配置が容易。	長方形の配置が条件付きで可能。	長方形の配置が困難。	・湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針 ・長方形の配置図
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	斎場から最も遠方にある集落までの時間が短いほうを優れていると評価する。	11 集落 (菅浦、月出、杓掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯) から応募地までの移動時間の最大値 (α) を応募地の値として、採点方法① (備考 1 を参照) を用いて評価する。			・Google Map ※移動時間を検索
1-7		土地利用規制	河川法	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	応募地に河川保全区域が含まれる。	応募地に河川区域が含まれる。	・河川保全区域の指定 ・長浜土木事務所管内図 ・長浜土木事務所木之本支所管内図 ・現地踏査 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	応募地に農業振興地域が含まれる。	応募地に農用地区域が含まれる。	・担当部署の資料
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	直線距離が 300m より大きい	直線距離が 100m 以上 300m 以下	直線距離が 100m 未満	・住宅地図等 ・現地踏査 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則 ・計画標準 (案)
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設 (幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所 (入院施設を有するもの)、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設) までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	直線距離が 300m より大きい	直線距離が 100m 以上 300m 以下	直線距離が 100m 未満	・住宅地図等 ・現地踏査 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則 ・計画標準 (案)
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	搬入道路が接続する既存道路 (対面交通が可能なら 2 車線以上) が混雑していないほうを優れていると評価する。	混雑度: 1.0 未満	混雑度: 1.0 以上 1.25 未満	混雑度: 1.25 以上	・道路交通センサス ・現地踏査、現地視察 ・搬入ルート図 (案) ・道路の交通容量
2-4		環境関連法規制	都市計画	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。	準工業地域、工業地域、工業専用地域	A 及び C 以外の地域、都市計画区域外	低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域	・彦根長浜都市計画区域 ・米原東北部都市計画区域 ・長浜市都市計画図 ・長浜市北部都市計画図

表 4.2-3 相対比較項目による評価 評価基準等一覧表 (2)

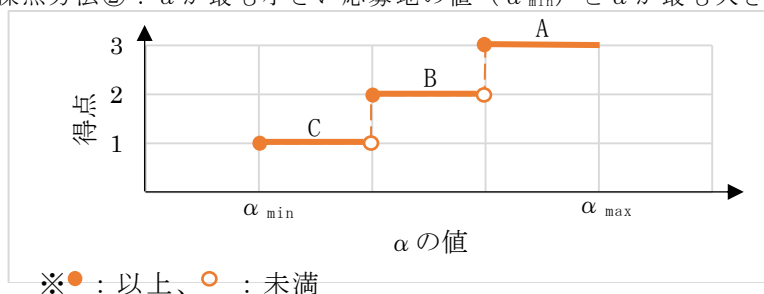
No.	評価視点	評価項目	評価指標	評価の考え方	評価基準 (点数)			主な根拠資料
					A (3点)	B (2点)	C (1点)	
2-5	環境保全への配慮	環境関連法規制	景観	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	—	応募地の一部あるいは全域が該当する。	・滋賀県景観計画 ・長浜市景観まちづくり計画
2-6		環境関連法規制	自然環境	自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	—	応募地の一部あるいは全域が該当する。	・自然公園法 ・都市計画法 ・都市緑地法 ・鳥獣保護法 ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ・滋賀県自然環境保全条例
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない	応募地の一部が該当する。	応募地全域が該当する。	・担当部署の資料
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。	応募地の敷地境界から管内の人口重心までの直線距離 ( $\alpha$ ) を応募地の値として、採点方法① (備考1を参照) を用いて評価する。			・国勢調査結果
3-2		用地取得	用地取得費	用地取得費が少ないほうを優れていると評価する。	路線価あるいは標準宅地価格を元に算定した用地取得概算費用 ( $\alpha$ ) を応募地の値として、採点方法① (備考1を参照) を用いて評価する。			・平成28年度財産評価基準書 路線価図 ・全国地価マップ
3-3			敷地面積	敷地面積が4.5~5.5haであるほうを優れていると評価する。	4.5ha以上 5.5ha以下	5.5haより大きく 6.5ha未満	6.5ha以上	・応募書類 ・公募要項 ・公募に関する質問 (Q&A)
3-4		敷地造成費	敷地造成費	敷地造成費が少ないほうを優れていると評価する。	敷地造成費 ( $\alpha$ ) を応募地の値として、採点方法① (備考1を参照) を用いて評価する。			・概算の敷地造成費
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	インフラ整備費が少ないほうを優れていると評価する。	インフラ整備費 ( $\alpha$ ) を応募地の値として、採点方法① (備考1を参照) を用いて評価する。			・概算のインフラ整備費
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。	土地所有者数 ( $\alpha$ ) を応募地の値として、採点方法① (備考1を参照) を用いて評価する。			・応募書類
4-2			地域の合意状況	応募地の該当自治会における賛成者の割合が高いほうを優れていると評価する。	賛成者割合： 100%	賛成者割合： 75%以上 100%未満	賛成者割合： 50%を超え 75%未満	・応募書類
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	管内に隣接する近隣市町までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	6km以上	3km以上 6km未満	3km未満	・航空法 ・本事業の焼却施設の計画概要規模 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	応募地の該当自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	敷地境界から応募地の該当自治会の字境までの直線距離 ( $\alpha$ ) を応募地の値として、採点方法② (備考2を参照) を用いて評価する。			・住宅地図等 ・地図でみる統計 (統計 GIS)
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	応募地の該当自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。 ※搬入道路が応募地の該当自治会の字境内に収まっているか。	収まっている。	—	収まっていない。	・搬入ルート図 (案) ・地図でみる統計 (統計 GIS)

備考1) 採点方法①:  $\alpha$  が最も小さい応募地の値 ( $\alpha_{min}$ ) と  $\alpha$  が最も大きい応募地の値 ( $\alpha_{max}$ ) の間を3等分して、以下の通り評価する。

(No. 1-6、No. 3-1、No. 3-2、No. 3-4、No. 3-5、No. 4-1)



2) 採点方法②:  $\alpha$  が最も小さい応募地の値 ( $\alpha_{min}$ ) と  $\alpha$  が最も大きい応募地の値 ( $\alpha_{max}$ ) の間を3等分して、以下の通り評価する。(No. 4-4)



3) 対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入道路の整備はその既存道路の拡幅を基本とする。

(No. 2-3、No. 3-5、No. 4-5)

## 2) 多面的評価（20点分）

現地視察の結果、相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項等を踏まえて、多面的に評価することとしました。

### 4.3 審査結果

#### 4.3.1 資格判定審査

応募申請があった4自治会の応募用地について、資格判定審査基準に基づく審査を行った結果、4自治会の応募用地ともすべての審査基準に適合し、資格判定結果は「適」となりました。

表 4.3-1 資格判定審査結果一覧

	審査基準	木尾町 自治会	海老江 自治会	安養寺 自治会	飯山町 自治会
①	応募用地の面積が登記簿上で4.5ha以上あること。	適	適	適	適
②	造成工事に関わる付帯工事（仮設道路や伐採）が少なく、造成にかかる期間が工事着工から2年以内を見込めること。	適	適	適	適
③	下記に係る土地利用規制範囲に含まれないこと。 ・森林法：保安林 ・文化財保護法：重要文化財、登録有形文化財、重要民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物、登録記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ・急傾斜地法：急傾斜地崩壊危険区域	適	適	適	適
④	下記のいずれかに適合していること。 ・公共下水道処理分区内に位置すること ・公共下水道に2016年末時点で、接続予定の計画区域に位置すること	適	適	適	適
⑤	対面交通が可能な2車線以上の道路から敷地境界までの直線距離が2.0km以下であること。	適	適	適	適
⑥	地盤が軟弱な区域を定める基準の内、以下の基準に適合しないこと。 ・地盤が昭和55年建設省告示第1793号第2の表中Tcに関する表に掲げる第3種地盤に該当する区域	適	適	適	適
資格判定審査結果		適	適	適	適

### 4.3.2 相対評価審査

資格判定審査基準を満たした4自治会の応募用地について、相対比較項目による評価と多面的評価の合計点で相対評価審査を行いました。

#### 1) 相対比較項目による評価

4つの評価視点を軸とした25の評価指標について、委員会において根拠資料や現地視察を基に3段階評価（A=3点、B=2点、C=1点）で審議を行った結果、木尾町自治会は67.2点、海老江自治会は60.8点、安養寺自治会は60.8点、飯山町自治会は61.9点となりました。

表 4.3-2 相対比較項目による評価結果

評価視点	評価項目	評価指標	木尾町自治会	海老江自治会	安養寺自治会	飯山町自治会
安心・安全の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	A	A	A	A
		地質（軟弱地盤）	A	B	B	A
		活断層	B	B	B	C
	施設の建設及び建替えへの制約	支障物の存在	A	A	A	A
		施設配置	A	A	A	B
	斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	A	C	C	C
	土地利用規制	河川法	A	A	A	B
		農業振興地域の整備に関する法律	C	C	C	C
環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	B	A	A	B
	周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	A	C	A	A
	周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	A	A	A	A
	環境関連法規制	都市計画	B	B	B	B
		景観	A	A	A	A
		自然環境	A	A	A	A
	埋蔵文化財	発掘調査	A	C	C	A
事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	A	C	C	C
	用地取得	用地取得費	C	B	B	A
		敷地面積	A	A	A	A
	敷地造成費	敷地造成費	C	B	A	A
	インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	A	C	C	A
用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	C	A	C	C
		地域の合意状況	B	A	A	B
	隣接市町との距離	隣接市町との距離	A	A	A	A
	周辺地域の状況	隣接自治会との距離	A	B	C	C
		搬入道路が通過する周辺自治会の有無	A	A	A	A
合計		63	57	57	58	
合計（80点満点に換算後）		67.2	60.8	60.8	61.9	

## 2) 多面的評価

現地視察の結果、相対比較項目による評価では難しい項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項等を踏まえて、各委員が多面的に 20 点満点で評価を行いました。

評価に当たっては、各委員によって観点や重点は異なりますが、地形・地質の状況による地盤対策の必要性、敷地の形状による施設配置、周辺の土地利用の状況、施設完成後のイメージによる周辺環境や景観との調和、長浜市民や米原市民からのアクセスの良さ、搬入道路との接続状況など様々な事項が考慮されました。

評価点数は、委員 12 名による総評価点数から平均点を算出し、木尾町自治会は 18.4 点、海老江自治会は 10.8 点、安養寺自治会は 10.5 点、飯山町自治会は 11.9 点となりました。

表 4.3-3 多面的評価結果

	木尾町自治会	海老江自治会	安養寺自治会	飯山町自治会
点数	18.4	10.8	10.5	11.9

## 5. 評価（選定）結果

木尾町自治会、海老江自治会、安養寺自治会、飯山町自治会の 4 自治会の応募用地について、相対評価審査を行った結果、いずれの応募用地も 70 点以上となりましたが、新施設の建設候補地として最も高い評価点となった「木尾町自治会」を第 1 順位とし、以下順に「飯山町自治会」、「海老江自治会」、「安養寺自治会」と評価しました。

表 5-1 相対評価審査結果

	木尾町自治会	海老江自治会	安養寺自治会	飯山町自治会
① 相対比較項目による評価点数	67.2	60.8	60.8	61.9
②多面的評価点数	18.4	10.8	10.5	11.9
合計 (①+②)	85.6	71.6	71.3	73.8

## 6. おわりに

本委員会では、新施設の建設候補地として、応募申請をいただいた 4 自治会の応募用地について資格判定審査を行った結果、4 自治会の応募用地ともすべての審査基準に適合したことから、資格判定結果を「適」としました。続いて、新施設建設候補地としての適性について相対評価審査を行い、その結果を評価点として取りまとめたうえで、相対的な順位付けを行いました。

その結果、評価点の最高点となった「木尾町自治会」を第 1 順位として、新施設建設候補地としてより相応しい場所に推奨します。その他の応募用地については、資格判定審査基準を満たし、相対評価においても 70 点以上となったものの、評価点数による順位付けの結果であることについて、ご理解をいただきますようお願いいたします。

今回、建設用地の公募に申請をいただきました 4 自治会の皆様には、敬意を表するとともに新施設に対する深いご理解と地域の活性化にかける熱い思いに対し、厚く感謝を申し上げます。

なお、相対評価に基づく本委員会の評価結果は、前述のとおりですが、センター管理者会議において十分な協議のうえ新施設建設候補地の決定をお願いするものです。

次に、本委員会は、約 9 ヶ月にわたり、延べ 10 回の審議を重ねてきましたが、審査にあたっては、客観的な評価ができるように現時点で可能な限りの判断材料となる資料を取り揃え総合的に審査を行いました。特に、相対評価審査においては、現地作業を伴う調査等を実施することが困難な評価指標もありましたが、各種の文献や統計資料の確認や現地視察による現況把握を行ったうえで評価をいたしました。こうしたことから、センターは、候補地決定後において、当該地の地質調査をはじめ、各種の現地調査等を行い、施設整備を進められるようお願いいたします。

最後に、湖北広域行政事務センターはもとより、長浜市や米原市にとって、新施設が地域に調和し、低炭素社会や循環型社会の推進に努め、環境にやさしい湖北地域の構築に貢献するとともに、住民にとって「安心・安全の確保」はもとより、「環境保全への配慮」や「経済性」にも優れた施設となることを切に要望し、以上を本委員会の報告とします。

平成 29 年 6 月 14 日

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会

委員長	金谷 健	委員	喜田 和男
副委員長	及川 清昭	委員	富永 国男
委員	鈴木 康夫	委員	熊谷 定義
委員	武田 信生	委員	卯田 隆
委員	竹内 寛	委員	今井 克美
委員	橋本 良弘	委員	山田 英喜

## 資料編

### 1) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 設置条例

#### 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）で計画している新施設建設候補地（以下「候補地」という。）を選定するため、新施設建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じて次に掲げる事項を所掌し、その検討結果を管理者に報告するものとする。

- (1) 各応募者に対する応募条件及び資格判定基準の確認に関すること。
- (2) 評価項目、評価基準に関すること。
- (3) 建設候補地の評価、選定に関すること。
- (4) その他建設候補地選定にかかる必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、新施設建設候補地選定委員（以下「委員」という。）12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちからセンター管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事項が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。



3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の運営及び庶務は、施設整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の任期が終了した日限り、その効力を失う。

(会議の召集の特例)

3 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が召集する。

(湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年3月15日条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会の委員の項の次に次のように加える。

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の委員	識見を有する委員	
	日額 7,100円	
	その他の委員	
	日額 4,400円	

2) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職
1号 委員	委員長	金谷 健	滋賀県立大学 環境科学部 教授
	副委員長	及川 清昭	立命館大学 理工学部 教授
1号委員		鈴木 康夫	滋賀大学 経済学部 教授
		武田 信生	京都大学 名誉教授
		竹内 寛	弁護士法人おうみ法律事務所 代表弁護士
2号委員		橋本 良弘	長浜市連合自治会推薦
		喜田 和男	米原市自治会連絡協議会推薦
		富永 国男	公募委員
		熊谷 定義	公募委員
3号委員		青山 誠司 ※1	滋賀県湖北環境事務所 所長
		卯田 隆 ※2	滋賀県湖北環境事務所 所長
		寺村 治彦 ※1	長浜市 市民生活部 部長
		今井 克美 ※2	長浜市 市民生活部 部長
		山田 英喜	米原市 経済環境部 部長

※1 平成29年3月31日まで

※2 平成29年4月1日から

【事務局】

氏 名	所 属 ・ 役 職
八上 弥一郎	湖北広域行政事務センター 事務局長
辻井 直人	湖北広域行政事務センター 施設整備課 課長
福山 健二 ※1	湖北広域行政事務センター 施設整備課 副参事
樋口 智博	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主幹
岡 広巳	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主査
勝木 勇介	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主事

※1 平成29年4月1日から

【湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ株式会社
-------------------

### 3) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要

#### (1) 第1回

1. 開催日時 平成28年10月25日 午前10時00分～午前12時00分
2. 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟3階 研修室
3. 出席者 【委員】(順不同)  
金谷 健 委員、及川 清昭 委員、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員  
竹内 寛 委員、橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員  
熊谷 定義 委員、青山 誠司 委員、寺村 治彦 委員、山田 英喜 委員  
【事務局】  
八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹  
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事  
【支援委託業者】  
パシフィックコンサルタンツ(株)
4. 傍聴者 2名
5. 議題
  - (1) 委員長、副委員長の選出について  
【内容】委員長に金谷委員、副委員長に及川委員を選出した。
  - (2) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例について  
【内容】湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例について確認を行い、管理者に答申するところまでが委員会の役割であることを確認した。
  - (3) 会議の公開等について  
【内容】委員会が公開の場合は議事の概要を公開とし、委員会が非公開の場合は会議次第や審議結果のみを公開することとした。
  - (4) 新施設建設候補地選定について  
【内容】新施設建設用地公募要項について説明を受け、基本方針や公募要項を基本に今後の委員会で議論していくこととした。
  - (5) 選定委員会の役割、審議事項について  
【内容】候補地選定のスケジュールの確認を行い、現地確認の実施が必要となり、開催回数を追加することとした。

## (2) 第 2 回

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 25 日 午後 3 時 00 分～午後 5 時 15 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室

3. 出席者 【委員】(順不同)

金谷 健 委員長、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員、竹内 寛 委員  
橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員、熊谷 定義 委員  
寺村 治彦 委員、山田 英喜 委員

【事務局】

八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹  
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

4. 傍聴者 3 名

5. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認

【内容】前回委員会の指摘事項の確認を行い、公開とする委員会は、開催日の 2～3 日前に会議資料を各委員に送付することとした。非公開とする委員会は、会議資料の事前送付及び持ち帰りはしないが、委員が事務局を訪問して会議資料を閲覧することは可能とした。

(2) 新施設建設候補地選定の流れ

【内容】第 5 回委員会から、選定評価結果報告書の検討を始めることとした。また、選定評価結果報告書への応募用地の記載のあり方は本委員会で検討することとした。

(3) 資格判定審査基準の検討

【内容】公募要項を基本として事務局が作成した審査基準案について議論し、基準②及び基準⑤を再検討して、第 5 回委員会までに決定することとした。

(4) 相対評価方法の検討

【内容】基本方針及び公募要項を基本として事務局が作成した評価方法について議論し、斎場施設と廃棄物処理施設を隣接させて整備することが決定したことによりふさわしくなくなった評価項目を削除することとした。一方で、応募自治会と隣接する自治会から応募用地までの距離、応募自治会内の合意状況、応募用地の土地所有者数等を評価項目に追加して、引き続き審議することとした。

(5) その他

【内容】平成 28 年 12 月 26 日に第 3 回委員会を開催することとした。

### (3) 第 3 回

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 26 日 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室

3. 出席者 【委員】(順不同)

金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員  
橋本 良弘 委員、富永 国男 委員、熊谷 定義 委員、青山 誠司 委員  
寺村 治彦 委員、山田 英喜 委員

【事務局】

八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹  
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

4. 傍聴者 2 名

5. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認

【内容】前回委員会の指摘事項の確認を行い、選定評価結果報告書は公表することとした。報告書に応募用地名を記載するか否かは、事務局が名前を記載する・しないことのメリット・デメリットを整理して、引き続き審議することとした。

(2) 資格判定審査基準の決定

【内容】第 2 回委員会を踏まえて事務局が修正した審査基準案について議論し、基準④を微修正して、資格判定審査基準を決定した。

(3) 相対評価審査基準の検討

【内容】第 2 回委員会を踏まえて事務局が修正した審査基準案について議論し、斎場利用者の目線の評価指標（アクセス性、施設配置）を追加し、「都市計画法」を評価視点「環境保全への配慮」に移動した上で、第 4 回委員会では事務局が具体的な評価基準を提示して、引き続き審議することとした。

(4) その他

【内容】平成 29 年 1 月 23 日に第 4 回委員会を開催することとした。

#### (4) 第 4 回

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 23 日 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室

3. 出席者 【委員】(順不同)

金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員

喜田 和男 委員、富永 国男 委員、熊谷 定義 委員

青山 誠司 委員、寺村 治彦 委員、山田 英喜 委員

【事務局】

八上事務局長、樋口施設整備課主幹

岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

4. 傍聴者 2 名

5. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認

【内容】前回委員会の指摘事項の確認を行い、事務局と支援委託業者の役割について確認した。

(2) 相対評価審査基準の検討

【内容】第 3 回委員会を踏まえて事務局が修正した審査基準案について議論し、「相対比較項目による評価 (80 点満点)」と「委員による総合評価 (20 点満点)」の合計値で相対評価審査を行うこととした。「相対比較項目による評価」について、評価指標ごとの配点や評価基準は引き続き審議することとした。

審査基準は本委員会で決定することから、湖北広域行政事務センターHPで公開している「公募に関する Q&A」について、審査基準が決まっているかのような誤解を与える表現は修正することとした。

(3) 評価結果の公表

【内容】第 4 回委員会では議題としないこととした。

## (5) 第 5 回

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 17 日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 50 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室

3. 出席者 【委員】(順不同)

金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員  
竹内 寛 委員、橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員  
熊谷 定義 委員、青山 誠司 委員、寺村 治彦 委員、山田 英喜 委員

【事務局】

八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹  
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

4. 傍聴者 2 名

5. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認

【内容】前回委員会の指摘事項の確認を行い、「委員による総合評価」を「多面的評価」に変更した。

(2) 相対評価審査基準の決定

【内容】第 3 回委員会を踏まえて事務局が修正した審査基準案について議論し、「相対比較項目による評価」については、定量的に評価する評価指標も 3 段階で評価することとし、そのうち絶対的な基準がない評価指標は、最も良い応募用地の値と最も良くない応募用地の値の間を 3 等分した値を 3 段階評価の境界とすることとした。配点は 1 評価指標あたり 3 点満点 (A: 3 点、B: 2 点、C: 1 点) で評価することとした。その他、評価指標 No. 1-1 を微修正して、「相対比較項目による評価」の審査基準を決定した。  
「多面的評価」については、各委員が 20 点満点で評価を行い、その平均値を当該応募用地の評価点とすることとして、審査基準を決定した。

(3) 評価結果の公表

【内容】選定評価結果報告書には応募用地名を記載することを前提として、報告書を作成することとした。

(4) その他

【内容】公表する審査基準は、委員長・副委員長に確認の上、公表することとした。

## (6) 第 6 回

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 19 日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室

3. 出席者 【委員】(順不同)

金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員  
橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員  
熊谷 定義 委員、卯田 隆 委員、今井 克美 委員、山田 英喜 委員

【事務局】

八上事務局長、辻井施設整備課長、福山施設整備課副参事、  
樋口施設整備課主幹、岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

4. 傍聴者 なし ※非公開のため

5. 議題

(1) 報告事項

①公募結果について

【内容】4 自治会から応募申請があった旨の報告を受けた。

②委員会の非公開について

【内容】非公開である第 6 回委員会以降の審議内容等について、公表する資料を事務局で作成の上、公表の可否を判断することとした。

③委員会資料の取扱いについて

【内容】第 6 回以降の委員会資料は湖北広域行政事務センターから持ち出さないことを確認した。

④センター議員の応募地視察等について

【内容】センター議員が応募地視察を行う旨の報告を受けた。

⑤その他

【内容】平成 29 年 4 月の人事異動のため、新しく着任された 3 号委員について、後任の委員として委嘱した旨の報告を受けた。

(2) 審議事項

①資格判定審査

【内容】事務局が作成した審査結果案について議論し、4 つの応募用地とも、資格判定審査基準を満たすと判定した。

②相対評価審査

【内容】評価指標 No. 3-4 敷地造成費について、4 つの応募用地とも土盛の高さは 1m として評価することとした。その他、評価指標 No. 1-5 施設配置、No. 1-6 斎場までの移動時間、No. 3-5 搬入道路等の整備費合計について、評価結果の記載内容を修正することとした。



相対比較項目では評価が難しい項目等について、多面的評価で各委員が判断することとした。

No. 1-4 支障物の存在、No. 1-5 施設配置、No. 2-3 周辺道路の混雑状況については、第 7 回選定委員会での現地視察のうえ、評価を確定することとした。

③選定評価結果報告書の案について

【内容】事務局が作成した選定評価結果報告書（案）について議論し、報告書の構成を決定した。多面的評価結果の項は、評価結果を出してからとりまとめ方を審議することとした。

④その他

【内容】平成 29 年 5 月 11 日に第 7 回委員会を開催することとした。第 7 回委員会を欠席する委員は、個別に現地視察を行うこととした。

(7) 第 7 回

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 11 日 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター 応募用地 4 箇所

3. 出席者 【委員】（順不同）

金谷 健 委員長、武田 信生 委員、橋本 良弘 委員

喜田 和男 委員、富永 国男 委員、熊谷 定義 委員

卯田 隆 委員、山田 英喜 委員

（欠席者）及川 清昭 副委員長<sup>\*1</sup>、鈴木 康夫 委員<sup>\*1</sup>、竹内 寛 委員<sup>\*1</sup>

今井 克美 委員<sup>\*2</sup>

※1 平成 29 年 5 月 10 日から現地視察を実施しました。

※2 平成 29 年 5 月 17 日 9 時から現地視察を実施しました。

【事務局】

八上事務局長、辻井施設整備課長、福山施設整備課副参事、岡施設整備課主査

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

## (8) 第 8 回

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 24 日 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
2. 開催場所  
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室
3. 出席者 【委員】(順不同)  
金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員  
橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員、竹内 寛 委員  
熊谷 定義 委員、卯田 隆 委員、今井 克美 委員  
【事務局】  
八上事務局長、辻井施設整備課長、福山施設整備課副参事、  
樋口施設整備課主幹、岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事  
【支援委託業者】  
パシフィックコンサルタンツ(株)
4. 傍聴者 なし ※非公開のため
5. 議題
  - (1) 報告事項
    - ①第 6 回、第 7 回委員会議事概要と資料の公開について  
【内容】事務局が提示した公開用の議事概要及び資料を確認した。
    - ②相対比較項目による評価の修正について  
【内容】第 6 回委員会の議論を踏まえて修正した箇所を確認した。
  - (2) 審議事項
    - ①相対比較項目による評価について  
【内容】評価指標 No. 1-1 地形(土砂災害)の評価と現地視察により確認した No. 1-4 支障物の存在、No. 1-5 施設配置、No. 2-3 周辺道路の混雑状況の評価を確定し、相対比較項目による評価結果を決定した。
    - ②多面的評価について  
【内容】各委員が多面的評価を行い、集計を行った。第 9 回委員会は各委員が評価結果及びその理由を説明するところから始めることとした。

(9) 第 9 回

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 24 日 午後 1 時 00 分～午後 3 時 20 分

2. 開催場所

湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室

3. 出席者 【委員】(順不同)

金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員、武田 信生 委員  
橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員、竹内 寛 委員  
熊谷 定義 委員、卯田 隆 委員、今井 克美 委員、山田 英喜 委員

【事務局】

八上事務局長、辻井施設整備課長、福山施設整備課副参事、  
樋口施設整備課主幹、岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事

【支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ(株)

4. 傍聴者 なし ※非公開のため

5. 議題

(1) 審議事項

①多面的評価について

【内容】各委員から評価結果及びその理由の説明を行った。その後、意見交換及び評価の見直しを行い、各委員の評価結果の平均点を多面的評価結果とすることを決定した。

②選定評価結果報告書の案について

【内容】多面的評価の項について、評価にあたって重要とされたポイントを簡単に本文中に示したとりまとめ案を事務局で作成し、第 10 回委員会までに各委員が確認して修正したものを第 10 回委員会に提示することとした。

## (10) 第 10 回

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 13 日 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
2. 開催場所  
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 工場棟 3 階 研修室
3. 出席者 【委員】(順不同)  
金谷 健 委員長、及川 清昭 副委員長、鈴木 康夫 委員  
橋本 良弘 委員、喜田 和男 委員、富永 国男 委員、竹内 寛 委員  
熊谷 定義 委員、卯田 隆 委員、今井 克美 委員、山田 英喜 委員  
【事務局】  
八上事務局長、辻井施設整備課長、福山施設整備課副参事、  
樋口施設整備課主幹、岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事  
【支援委託業者】  
パシフィックコンサルタンツ(株)
4. 傍聴者 なし ※非公開のため
5. 議題  
(1) 報告事項  
①議事概要について  
【内容】第 8 回～第 10 回委員会の議事概要について、各委員が確認して修正したものを公表することとした。  
  
(1) 審議事項  
①選定評価結果報告書の案について  
【内容】多面的評価の項について、考慮した事項を箇条書き形式とした案、考慮した事項を文章化した案、評価方法のみ記述する案の 3 つの案について議論を行い、考慮した事項を文章化し記載することとし、多面的評価の記載内容を決定した。  
報告書の記載内容について議論し決定した。  
  
②その他  
【内容】選定結果のセンター管理者への報告は、平成 29 年 6 月 14 日に、委員長及び副委員長で行うこととした。

#### 4) 湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項

### 湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項

#### 1. はじめに

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）は、長浜市、米原市から排出される一般廃棄物を共同処理するため昭和40年に設立された一部事務組合（自治体）で、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）および斎場を設置・運営しています。

センターで設置・運営する各施設は市民生活に必要な不可欠なものです。近年、経年劣化により施設の建物および機械設備の老朽化が著しく、また使用期限が定められているものもあります。こうした施設の整備については、第三者委員を構成メンバーとする「次期センター施設整備計画検討会」において検討を進め、「将来的な施設整備に当たっては、処理効率（経済面・環境面）を高め、住民の利便性を考慮した処理システムを検討する。」ことを含めた基本方針を平成26年2月（平成28年3月改訂）に策定しました。

この基本方針を踏まえ、センターでは現在管内各地に点在している一般廃棄物処理施設および斎場を一極集中型で順次整備していく方針とし、建設候補地の選定については、両市域のより多くの皆さんに関心を持っていただき、透明性の高い手法として、公募を実施していくこととしました。

#### 2. 施設の整備方針

基本理念を遵守し、設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会の推進に資する施設とします。さらに、ごみ焼却施設の熱回収エネルギーの有効利用による発電など循環型社会形成の推進に努め、環境にやさしい湖北地域の構築に貢献する施設とします。

また、住民の合意形成を確保しつつ施設の建替え用地を併せて整備することにより、各施設の継続的で効率的な定期更新を進めながら将来にわたってセンター施設の拠点とします。

#### 【基本理念】

- 環境保全に配慮した安心な施設
- 安全で安定的な稼働ができる施設
- 循環型社会形成に貢献できる施設
- 省資源で省エネルギー、経済性に配慮した施設
- すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設
- 人生の終焉の場にふさわしい施設

#### 【施設整備計画】

現施設の状況から「斎場」の整備を最優先に取り組み、順次、「汚泥再生処理センター」、「ごみ焼却施設・リサイクル施設」の順番で施設整備を行います。平成41年4月には全ての新しい計画施設が稼働するよう整備計画を策定し、各種法手続を行いながら測量や必要な調査を実施し施設の整備を進めます。

また、斎場については、廃棄物処理施設が隣接して施設運営されている事例もあることから、樹木による緩衝帯を設けることや視覚的に施設を分離できるような施設配置やそれぞれの利用者の動線が交わらないよう配慮した施設整備を行います。

#### 【計画施設概要】

##### ○ごみ焼却施設（熱回収施設）

処理能力：143 t／日（24 時間）、処理対象物：センター管内で発生する可燃ごみ

##### ○リサイクル施設（破碎選別施設、資源化施設）

処理能力：34 t／日（破碎選別 21 t／日、資源化 13 t／日）

処理対象物：センター管内で発生する不燃ごみ、粗大ごみ・資源ごみ

##### ○汚泥再生処理センター（し尿処理施設）

処理能力：40kL／日、処理対象物：センター管内で発生するし尿・浄化槽汚泥等

##### ○斎場

設置炉数：9 炉

※施設規模については、「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月策定）および「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づくものであり、今後、策定予定の各施設の基本計画において施設規模を見直しする場合があります。

### 3. 応募の要領

#### 【応募資格者】

長浜市、米原市の行政区域内にあつて、次のいずれかの区分に該当する方の応募とします。

- ①建設応募用地の自治会（区）長による応募。
- ②建設応募用地が複数の自治会（区）にまたがる場合は、建設応募用地が該当するすべての自治会（区）長による共同応募。
- ③建設応募用地の土地所有者（個人、法人を含む）による応募。
- ④建設応募用地が複数人の土地所有者による場合は、建設応募用地が該当するすべての土地所有者による共同応募。

※応募対象となる自治会（区）とは、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体が平成 28 年 4 月 1 日現在に存在する自治会（区）を指します。

#### 【応募の条件】

長浜市、米原市の行政区域内の土地で、以下のいずれの条件にも適合していることとします。

- ①概ね 5.0ha（ヘクタール）の用地が確保できること。
- ②自治会（区）長・土地所有者のいずれの応募においても、応募しようとする用地の当該

自治会（区）内における合意形成がなされていること。（応募用地が複数の自治会（区）にまたがる場合は、用地が該当するすべての自治会（区）の合意形成が必要です。）

- ③建設応募用地の土地所有者の同意が得られること。
  - ④建設応募用地は、買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する。また、応募用地に建設する施設の稼働期限は設けず、継続的な施設の運営・更新ができること。
  - ⑤暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、および建設用地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。
- ※上記の応募条件に適合していても、建設応募用地に関する地理的条件や形状、法令等による土地利用規制および周辺の整備状況により候補地とすることが困難な場合があります。詳しくは、P7の建設候補地の資格判定基準項目をご参照ください。
- ※必要な用地面積については、建設応募用地の地形や周辺の状況により増減する場合があります。
- ※建設応募用地の一部が公有地（国、県、市等が所有する土地）である場合は、建築物等の有無に関わらず事前にセンターまでお問い合わせください。

#### 【応募時の必要書類】

##### (1)必要書類

- ①応募申請書【別紙様式1-1, 1-2】
- ②応募用地位置図（縮尺1:5,000から1:10,000程度で建設応募用地の分かるもの）
- ③全体図（地番図、公図等を用い、土地登記簿に記載のある地番や建設応募用地の範囲および隣接の土地の地番が分かるもの）
- ④土地所有者意向状況一覧表【別紙様式2】および隣接土地所有者一覧表（境界確認用）【別紙様式3】
- ⑤合意形成がなされた時の総会等の議事録【別紙様式4】および自治会（区）の会則（規則）

##### (2)提出部数

上記の応募書類の原本1部および写し（コピー）2部の合計3部

#### 【応募（募集）期間】

平成28年9月15日（木）～平成29年3月21日（火）

※土・日・祝日等（年末年始を含む）の休日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

#### 【応募書類の提出先および提出方法】

##### (1)提出先

○湖北広域行政事務センター 施設整備課  
滋賀県長浜市八幡中山町200番地 TEL:0749-62-7146

## (2) 提出方法

提出は、応募者本人もしくはその代理人が提出先へ持参するものとします。

## 4. 選定方法

応募期間終了後、有識者や公募委員等で構成する新施設建設候補地選定委員会において、応募者の資格、応募条件および建設候補地の資格判定基準項目の適合性を確認した後、所定の評価項目・評価基準に基づき透明性を確保しつつ、公平かつ厳正な選定評価を行いセンター管理者へ報告されます。

## 5. 候補地の決定

新施設建設候補地選定委員会からの選定評価結果報告書を基に、候補地をセンター管理者会議で決定します。

なお、候補地と決定された応募者へ速やかに決定通知を送付します。

## 6. 候補地決定後の提出書類

候補地決定通知を受けた後、速やかに次の書類を提出していただきます。

- ① 候補地にかかる土地所有者の同意書【別紙様式 5】
  - ② 候補地にかかる権利関係者の同意書【別紙様式 6】
  - ③ 納税証明書請求承諾書（土地所有者の地方税「市町村民税等」）【別紙様式 7】
- 原本 1 部および写し（コピー） 2 部の合計 3 部

## 7. 覚書の締結

候補地決定通知後、土地所有者（権利関係者）の同意を確認できた時点において土地所有者、候補地自治会（区）と速やかに覚書を締結します。

※覚書では「土地の売買に関する事項」、「候補地として受入れについての事項」、「センターの責務と候補地の役割」、「センターと候補地との協議をする場の設置」等について締結するものとします。

## 8. 施設建設地域への地域振興策

施設の設置自治会（区）に対して地域振興策（環境整備事業および地域活性化交付金）により地域の環境整備や活性化を支援します。

環境整備事業は、施設の設置自治会（区）を対象に総額 5 億円を上限として実施します。

また、毎年、地域活性化交付金を環境保全活動や自治会の交流事業等地域の活性化に関する事業に対して年間 500 万円（全施設稼働時）を上限とし、予算の範囲内で交付いたします。

※地域活性化交付金は、各施設の整備（稼働）毎に増額し、斎場稼働時に年間 150 万円を上限、次の汚泥再生処理センター稼働時に年間 300 万円を上限、全施設稼働時に年間 500 万円を上限とします。

※設置自治会（区）とは、施設が存する自治会（区）です。



※地域振興策については、候補地決定後にセンターが、別途交付要綱等の策定を行い詳細を定めるものとします。

※環境整備事業並びに地域活性化交付金は、対象となる自治会（区）が複数となる場合は、総額の上限額を対象自治会（区）で按分することになります。

※P9の（施設建設地域への地域振興策）をご参照ください。

#### 9. 地域振興策の実施期間等

環境整備事業については、建設候補地の用地買収が完了し、予算措置が講じられた年度を初年度として概ね10年以内の事業とします。自治会（区）との年度ごとの実施事業の協議に基づき予算の範囲内で交付していきます。

地域活性化交付金については、最初に建設を行った施設の稼働開始年度を初年度として施設が稼働する期間交付します。

#### 10. 説明会の開催

新施設建設用地応募を検討される応募資格者対象の全体説明会を下記のとおり開催します。

○開催日時 平成28年9月25日（日） 午前9時から

○開催場所 湖北広域行政事務センター 管理棟2階 研修室（長浜市八幡中山町200番地）

また、上記の説明会以外にも、新施設建設用地応募を検討される自治会（区）に対して、個別説明会の開催を随時受け付けます。湖北広域行政事務センター施設整備課（TEL：0749-62-7146）まで連絡をお願いします。日程等調整のうえ説明会を開催させていただきます。

#### 11. 施設見学会の開催

現センター施設の見学を希望される自治会（区）や土地所有者に対しては、随時見学を受け付けますので事前に湖北広域行政事務センター施設整備課（TEL：0749-62-7146）まで連絡をお願いします。

#### 12. 資料の掲載

公募に関する資料および必要書類の様式は、下記の場所で配布するほかセンターホームページに掲載します。

（配布場所等）

長浜市八幡中山町200番地

湖北広域行政事務センター 施設整備課

ホームページ <http://www.kohoku-kouiki.jp/>

#### 13. 相談窓口

応募に関する相談等は下記の連絡先にお問い合わせください。

湖北広域行政事務センター 施設整備課

TEL 0749-62-7146

Email: seibi@kohoku-kouiki.jp

#### 14. その他

候補地として比較評価するに当たり地質調査(ボーリング調査等)を行う場合があります。  
また、この要項に定めのない事項が生じたときは、管理者が別に定めることとします。

## ■建設候補地の資格判定基準項目

次のいずれの項目にも適合していること。

- ①施設整備に必要な面積が確保できていること。
  - ・概ね 5.0ha の建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。
- ②平坦地の造成が容易にできること。
  - ・建設応募用地の造成工事が大規模にならないこと。
- ③建設用地において、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。
  - ・各種土地利用規制の例（農業振興地域、保安林、文化財保護、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の地域地区、景観計画重点区域ほか）
- ④ライフライン（上下水道、地下水および高圧受電(6,600V)）の確保ができること。
  - ・下水道については公共下水道の処理分区内であること。もしくは、現在、農業集落排水施設の区域であっても今後、公共下水道に接続予定の計画区域であること。
- ⑤大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
  - ・幹線道路からの距離が短く搬入道路の確保が可能なこと。
- ⑥土質、地質条件が良好なこと。
  - ・施設建設に係る基礎工事等が大規模にならないこと。

## ■建設候補地として絞り込むための相対比較項目（案）

### 【施設整備に関する基本方針より】

- ①住居密集割合
- ②周辺諸施設との距離
- ③土地利用の状況
- ④関連施設との距離
- ⑤収集運搬の距離
- ⑥斎場施設への電力供給
- ⑦環境関連法規制への対応可能性
- ⑧地形・地質
- ⑨将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応可能性
- ⑩両市との位置関係
- ⑪敷地周辺整備
- ⑫施設の維持管理
- ⑬建築物形状への制約の有無
- ⑭土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ⑮周辺他施設における車両通行状況
- ⑯他市町との距離関係
- ⑰用地取得の実現性
- ※相対比較項目の評価

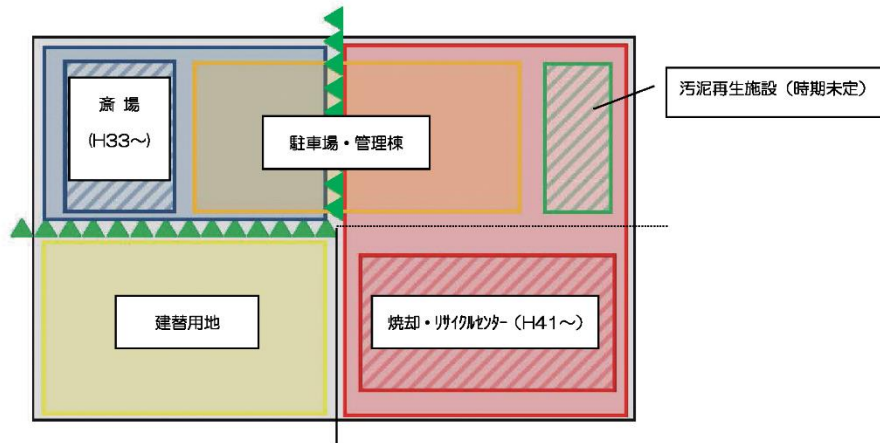
建設候補地として絞り込むための相対比較項目ごとに、評価指標、評価基準の考え方、評価基準を設定し、検討対象地の相対比較を行う予定です。設置予定の新施設建設候補地選定委員会において検討していただくため、現段階においては参考項目としてご理解ください。

(参考)

計画配置図 (イメージ)

全体敷地面積 5.0ha

(①斎場用地: 1.4ha、②焼却・リサイクルセンター、汚泥再生施設用地: 2.6ha、③建替用地: 1.0ha)



(参考)

類似施設の先進事例 (外観)

【斎場】



【汚泥再生処理センター】



【焼却・リサイクルセンター】



【斎場】

滋賀県 湖南市浄苑 (平成 27 年 6 月竣工)

【汚泥再生処理センター】

福井県 さかいクリーンセンター (平成 23 年 3 月竣工)

【焼却・リサイクルセンター】

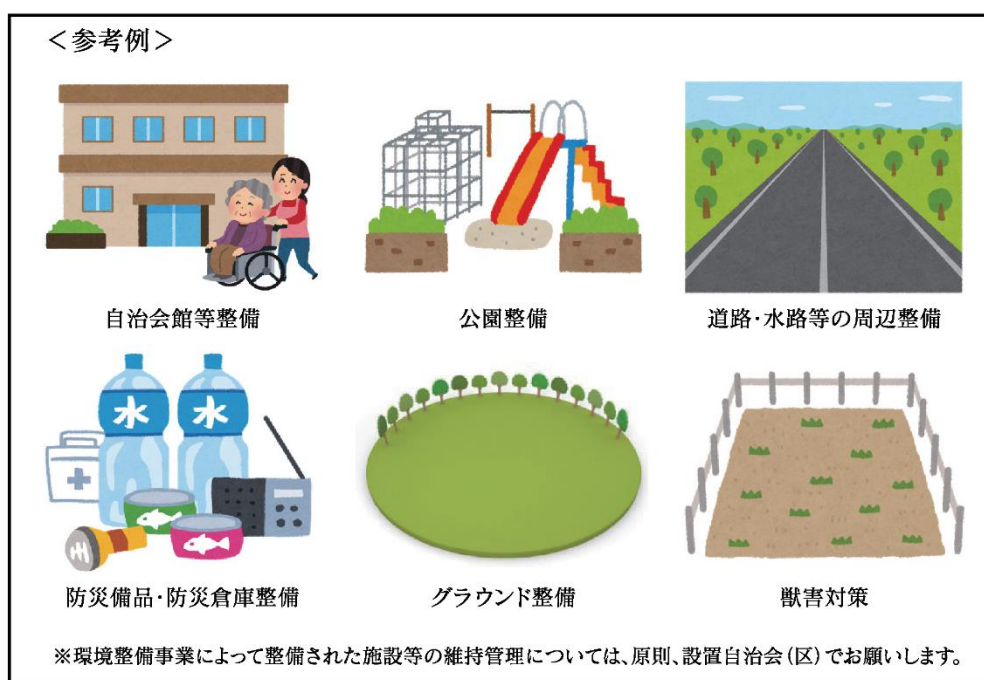
岡山県 津山圏域クリーンセンター (平成 28 年 3 月竣工)

## 施設建設地域への地域振興策

湖北広域行政事務センターが建設を進める各施設を受入れていただく自治会（区）に対して地域振興策（環境整備事業および地域活性化交付金）を実施します。センターも施設を建設する地域の一員であるという視点から、環境整備事業の実施や地域活性化交付金を交付し、地域の活性化を図ることを目的とします。

### 1. 環境整備事業の概要

- ① 実施対象地域は、施設の設置自治会（区）とします。
- ② 整備事業は、施設の設置自治会（区）に総額5億円を上限として、交付要綱等に基づき各年度ごとの予算の範囲内で実施できます。  
※複数の自治会（区）が該当する場合は、総額の上限額を該当する自治会（区）で按分します。
- ③ 対象事業は、下記の例を参考にしてください。
- ④ その他詳細については、交付金要綱等に定めるものとします。

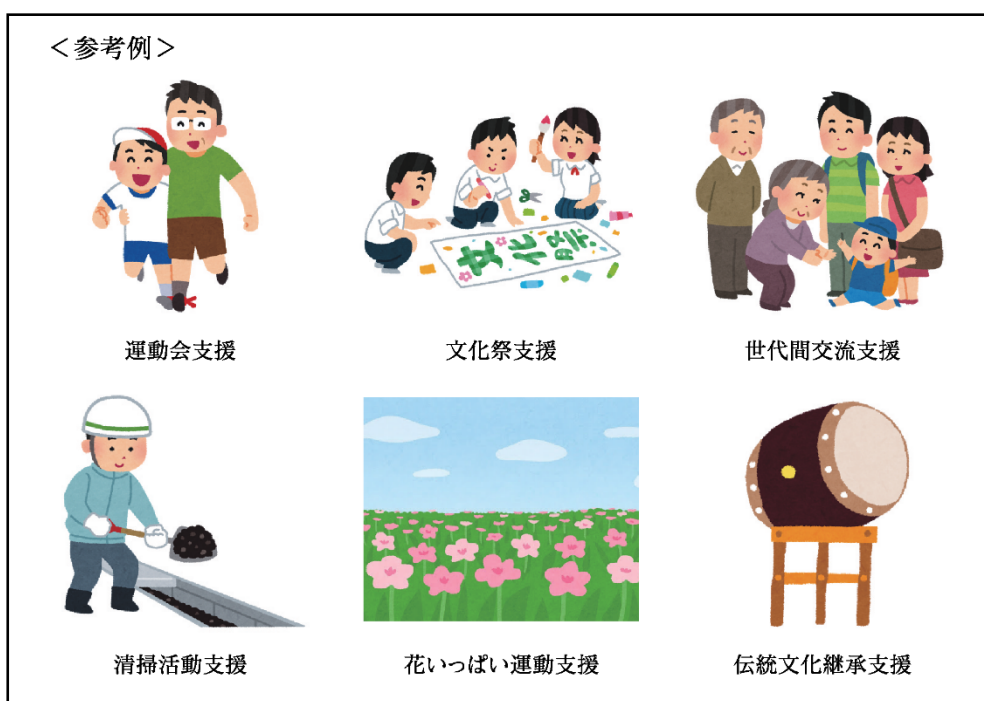


※自治会（区）のなかで必要となる施設等の整備であれば、原則対象となりますが、「神社仏閣等の宗教的なものの整備」に関する支出は環境整備事業の対象とはなりません。



## 2. 地域活性化交付金の概要

- ① 交付対象地域は、施設の設置自治会（区）とします。
- ② 交付金は、年間500万円（全施設稼働時）を上限とし、交付要綱等に基づき予算の範囲内で交付いたします。  
 ※交付金は、各施設の整備（稼働）時に増額し、斎場稼働時に年間150万円を上限、次の汚泥再生処理センター稼働時に年間300万円を上限、全施設稼働時に年間500万円を上限とします。  
 ※複数の自治会（区）が該当する場合は、総額の上限額を該当する自治会（区）で按分します。
- ③ 交付対象事業は、環境保全活動や交流事業等の地域活性化に関する事業とします。詳しくは下記の例を参考にしてください。
- ④ その他詳細については、交付金要綱等に定めるものとします。



※清掃活動や運動会、その他地域のコミュニティ活動等の自治会（区）活動の経費であれば、原則交付の対象となりますが、「飲食経費」「公序良俗に反する活動の経費」等は交付金の対象とはなりません。



○ご不明な点については下記までご相談ください。

○湖北広域行政事務センター 施設整備課  
 〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地 TEL 0749-62-7146

平成 年 月 日

「湖北広域行政事務センター新施設建設用地」応募申請書

湖北広域行政事務センター  
管理者 若林 正道 様

【応募代表者】  
自治会(区)の名称

自治会(区)長の住所

自治会(区)長の名前  
(署名してください)

㊟  
【自治会(区)長印】

電話番号  
(必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。)

湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項をよく理解したうえで、湖北広域行政事務センター新施設建設用地として、自治会(区)および土地所有者の賛同が得られましたので、下記の書類を添えて応募します。

記

- ①応募申請書(本紙)
- ②応募用地位置図(縮尺1:5,000から1:10,000程度で建設応募用地の分かるもの)
- ③全体図(地番図、公図等を用い、土地登記簿に記載のある地番や建設応募用地の範囲および隣接の土地の地番が分かるもの)
- ④土地所有者意向状況一覧表【別紙様式2】および隣接土地所有者一覧表(境界確認用)【別紙様式3】
- ⑤合意形成がなされた時の総会等の議事録【別紙様式4】および自治会(区)の会則(規則)

提出部数

上記の応募書類を各1部および写し(コピー)2部の合計3部

※複数の自治会(区)での共同応募の場合は、表面の応募代表者の欄に共同応募の代表者1名を記入し、裏面継続紙に代表者以外の共同応募者の名称等をご記入ください。

「湖北広域行政事務センター新施設建設用地」応募申請書

【応募自治会2】

自治会(区)の名称

自治会(区)長の住所

自治会(区)長の名前  
(署名してください)

㊟

【自治会(区)長印】

電話番号

【応募自治会3】

自治会(区)の名称

自治会(区)長の住所

自治会(区)長の名前  
(署名してください)

㊟

【自治会(区)長印】

電話番号

【応募自治会4】

自治会(区)の名称

自治会(区)長の住所

自治会(区)長の名前  
(署名してください)

㊟

【自治会(区)長印】

電話番号



平成 年 月 日

「湖北広域行政事務センター新施設建設用地」応募申請書

湖北広域行政事務センター  
管理者 若林 正道 様

【応募代表者】  
土地所有者

所有者の住所

所有者の氏名  
(署名してください)

印

電話番号  
(必ず連絡がとれる電話番号を記入してください)

湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項をよく理解したうえで、湖北広域行政事務センター新施設建設用地として、土地所在の自治会(区)の賛同が得られましたので、下記の書類を添えて応募します。

記

- ①応募申請書(本紙)
- ②応募用地位置図(縮尺1:5,000から1:10,000程度で建設応募用地の分かるもの)
- ③全体図(地番図、公図等を用い、土地登記簿に記載のある地番や建設応募用地の範囲および隣接の土地の地番が分かるもの)
- ④土地所有者意向状況一覧表【別紙様式2】および隣接土地所有者一覧表(境界確認用)【別紙様式3】
- ⑤合意形成がなされた時の総会等の議事録【別紙様式4】および自治会(区)の会則(規則)

提出部数

上記の応募書類を各1部および写し(コピー)2部の合計3部

※複数の土地所有者での共同応募の場合は、表面の応募代表者の欄に共同応募の代表者1名を記入し、裏面継続紙に代表者以外の共同応募者の名称等をご記入ください。

「湖北広域行政事務センター新施設建設用地」応募申請書

【応募土地所有者2】

所有者の住所

所有者の氏名  
(署名してください)

㊟

電話番号

【応募土地所有者3】

所有者の住所

所有者の氏名  
(署名してください)

㊟

電話番号

【応募土地所有者4】

所有者の住所

所有者の氏名  
(署名してください)

㊟

電話番号

別紙様式2

土地所有者意向状況一覧表

該当者 建設応募用地の土地所有者(全体図)に地番を記入してください

記入例

番号	所在地名	地番	登記簿上		土地所有者名 (住所) (氏名) (連絡先) <small>※所有者が亡くなっている場合、相続(予定)人の氏名を記載</small>	土地所有者意向状況	土地の利用状況 (現在の状況など)
			地目	地積(m <sup>2</sup> )			
例	〇〇市〇〇 字〇〇	〇〇-〇	畑	500	〇〇市町〇〇100-1 高月 太郎 Tel.0749-00-0000	農業倉庫を含む土地の提供について同意済み。	農業用倉庫があり、野菜を出荷されている。
例	"	〇〇-〇	原野	5,000	(故)近江一郎 〇〇市町〇〇45-6 ※近江 花子 Tel.0749-00-0000	相続人がいるが、全員の同意は得られている。(未相続地)	現在は使用されず、草木が生い茂り荒れている。
例	"	〇〇-〇	田	1,000	〇〇市町〇〇45-9 琵琶 次郎 Tel.0749-00-0000	土地の提供に同意する。	本人が、田を耕作している。 〇〇電力網の高圧鉄塔あり 地役権が20.0m <sup>2</sup> 設定されている。
例	"	〇〇-〇	原野	3,000	〇〇市町〇〇80-1 湖北 三郎 Tel.0749-00-0000	土地の提供に同意する。	現在は使用されず、草木が生い茂り荒れている。
例	"	〇〇-〇	畑	500	〇〇市町〇〇81-2 滋賀 一郎 Tel.0749-00-0000	土地の提供に同意見込み。	5年前から土地所有者以外の高月太郎が耕作している。
計				m <sup>2</sup>	名		

参考 面積の換算 ・1a(アール)≒100m<sup>2</sup>

・1ha(ヘクタール)≒100a≒10,000m<sup>2</sup>

100m四方で1ha となります。

別紙様式2

土地所有者意向状況一覧表

該当事者 建設応募用地の土地所有者(全体図に地番を記入してください)

番号	所在地名	地番	登記簿上		土地所有者名 (住所) (氏名) (連絡先) <small>※所有者が亡くなっている場合、相続(予定)人の氏名を記載</small>	土地所有者意向状況	土地の利用状況 (現在の状況など)
			地目	地積(m <sup>2</sup> )			
1					住所 氏名 TEL		
2					住所 氏名 TEL		
3					住所 氏名 TEL		
4					住所 氏名 TEL		
5					住所 氏名 TEL		
計				m <sup>2</sup>	名		

参考 面積の換算 ・1a(アール)＝100m<sup>2</sup> ・1ha(ヘクタール)＝100a＝10,000m<sup>2</sup> 100m四方で1haとなります。



別紙様式3

隣接土地所有者一覧表(境界確認用)

該当者 建設応募用地の隣接土地所有者(全体図に地番を記入してください)

番号	所在地名	地番	現況地目	土地所有者 (住所) (氏名)	隣接土地所有者の 意向状況	対象土地との境界の状況
1				住所 氏名		
2				住所 氏名		
3				住所 氏名		
4				住所 氏名		
5				住所 氏名		
6				住所 氏名		
筆数計		筆				

別紙様式4

新施設建設用地応募に関する総会議事録

自治会(区)名	自治会(区)
自治会(区)長名	自治会(区)長 (署名してください) <span style="float: right;">㊟ (自治会(区)長の印)</span>
開催日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 開催
開催場所	
出席状況	※1
総会の要旨と議決内容	※2
本件に関する議事録	

※1の欄には(議決権利者〇〇名のうち〇〇名の出席(内委任状〇〇名)のように記載してください。

※2の欄には(賛成〇〇名により自治会(区)会則(規約)の〇〇条に基づき〇分の〇以上の賛成を得て、承認されました。)のように記載してください。

※自治会(区)会則または規則を添付してください。

**湖北広域行政事務センター新施設建設応募用地  
土地所有権移転に関する同意書**

私は、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が候補地として決定したことを受け、私が所有する下記の土地をセンターが定める時期および方法に従い、所有権移転することについて予め同意します。

また、私は、本日以降、前述の所有権移転が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前にセンターの承諾を得るとともに、当該第三者に対し、センターが定める時期および方法に従い、センターに当該土地の所有移転を行う義務を継承させます。

平成 年 月 日

同意者（土地所有者）

住所 ○○市○○町○○○番地○

氏名 行政 一郎  
(署名してください)

Ⓢ

【土地の表示】（土地全部事項証明書どおりに記載してください。）

所在	地番	地目	地積 m2	
○○市○○町	555	田	1,250	50
○○市○○町	432	畑	800	20



別紙様式5

湖北広域行政事務センター新施設建設応募用地  
土地所有権移転に関する同意書

私は、湖北広域行政事務センター(以下「センター」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する下記の土地をセンターが定める時期および方法に従い、所有権移転することについて予め同意します。

また、私は、本日以降、前述の所有権移転が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前にセンターの承諾を得るとともに、当該第三者に対し、センターが定める時期および方法に従い、センターに当該土地の所有移転を行う義務を継承させます。

平成 年 月 日

同意者(土地所有者)

住所

氏名  
(署名してください)

Ⓢ

【土地の表示】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

所在	地番	地目	地積	m2

**湖北広域行政事務センター新施設建設応募用地  
土地所有権以外の権利消滅に関する同意書**

私は、湖北広域行政事務センター(以下「センター」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する下記の土地の権利をセンターが定める時期および方法に従い、本件権利を消滅させることについて同意します。

これに伴い、本件権利について登記がなされている場合は、権利消滅後速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、前述の権利消滅が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の権利を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前にセンターの承諾を得るとともに、当該第三者に対し、センターが定める時期および方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

平成 年 月 日

同意者(権利関係者)

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 湖北 太郎 ㊟  
(署名してください)

【土地および本件権利の表示】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

不動産の表示				土地所有者		権利の表示
所在	地番	地目	地積m <sup>2</sup>	住所	氏名	種類
〇〇市〇〇町	111	田	1,500	〇〇市〇〇町	広域 次郎	地上権
"	"	"	"	"	"	抵当権

※所有権以外の権利とは、地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用借権、賃借権など

**湖北広域行政事務センター新施設建設応募用地  
土地所有権以外の権利消滅に関する同意書**

私は、湖北広域行政事務センター(以下「センター」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する下記の土地の権利をセンターが定める時期および方法に従い、本件権利を消滅させることについて同意します。

これに伴い、本件権利について登記がなされている場合は、権利消滅後速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、前述の権利消滅が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の権利を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前にセンターの承諾を得るとともに、当該第三者に対し、センターが定める時期および方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

平成 年 月 日

同意者(権利関係者)

住所

氏名  
(署名してください)

Ⓢ

【土地および本件権利の表示】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

不動産の表示				土地所有者		権利の表示
所在	地番	地目	地積m2	住所	氏名	種類

※所有権以外の権利とは、地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用借権、賃借権など

別紙様式7

## 納税証明書請求承諾書

湖北広域行政事務センター  
管理者 若林 正道 様

湖北広域行政事務センターが計画している新施設建設に関する用地取得の必要書類として、土地所有者である私(法人)の納税証明書を請求され、納税状況を確認されることを承諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊟

(法人の場合は、代表者の印)

生年月日( 明治 大正 昭和 平成 ) 年 月 日

(法人の場合は、生年月日は不要です)

## 5) 新施設建設用地公募に関する質問（Q & A）

### 新施設建設用地公募に関する質問（Q & A）

#### 【応募者資格に関すること】

Q：管内の住民ではない、または、自治会（区）に属していない住民が、公募区域内に土地を所有している場合、土地所有者として応募は可能か。

A：応募者資格および応募条件（以下応募条件等という。）を満たしていれば、応募は可能です。

Q：自治会（区）における境となる基準は公図上の境なのか、それとも自治会で取り決められた境なのか。

A：本件用地公募に関する自治会（区）における境界は、公図上（登記簿上）の境界を基準とします。

#### 【応募条件に関すること】

Q：概ね5ha（ヘクタール）とは、前後どれだけよいのか。

A：その建設応募用地の地形や周辺の状況にもよりますが、概ね5ha（ヘクタール）とは4.5～5.5haです。

Q：公募されている用地の面積は、今後の施設計画等で増えていくことはないのか。

A：現計画では、用地の増加を想定していません。

Q：応募用地が諸事情により5.5ha以上になってしまう場合応募はできないのか。

A：応募条件として、概ね5haの用地が確保できることとなっており、5.5ha以上あっても応募条件は満たしていることから応募していただくことは可能です。しかし、経済性等の観点から面積の過大分となる大きさは、選定評価の参考となることにご留意ください。

Q：土地所有者の同意が得られることとは、見込みも良いのか。

A：自治会（区）が応募される場合の土地所有者の同意が得られることとは、同意または同意の見込みと考えています。

但し、土地所有者が応募される場合は、見込みでは応募できません。応募時点において、応募用地すべての土地所有者の同意が必要です。

Q：土地所有者の同意の見込みとは、どの程度をいうのか。

A：同意の見込みとは、土地の提供に対して反対の意思表示が示されない状態や態様のことと考えています。

Q：土地所有者が応募場合、応募用地の属する自治会（区）の合意形成は見込みでも良いのか。

A：応募用地の属する自治会（区）の合意形成は、見込みでは応募できません。また、応募しようとする用地が複数の自治会（区）にまたがる場合は、該当するすべての自治会（区）の合意形成が必要です。

Q：法人の所有する土地も含めて自治会（区）が応募したい場合、その法人に反対された場合には、自治会（区）も応募できないのか。

A：土地所有者（法人）の同意が得られないと、応募はできません。

Q：応募予定地の隣接地に自治会に属さない法人・個人の土地がある場合、その個人・法人が反対されていても応募はできるのか。

A：隣接土地所有者の同意は応募条件にはありませんが、提出書類（別紙様式3 隣接土地所有者一覧表）のとおり、隣接土地所有者の意向は応募者で確認していただく必要があります。なお、隣接者の意向状況も選定評価の参考となることにご留意ください。

Q：応募予定地の自治会区域内（隣接ではない）に自治会（区）に属さない法人等がある場合、その法人等の同意は必要か。また、その法人等が反対された場合の対処方法は。

A：自治会（区）に属さない法人・個人の意向状況を記載するものは提出書類の中にはありませんが、意向状況については応募者で確認をしていただき、応募申請書提出の際、センターにその状況をお知らせください。なお、自治会区域内の同意状況が選定評価の参考となりますことをご留意ください。

応募用地が最終的に候補地となった場合には、その自治会（区）に属さない法人・個人に対する説明はセンターで行います。

Q：応募しようとしている土地に所有者とは別に耕作者がいる場合、土地所有者の同意だけで応募はできるのか。

A：応募される前に土地所有者の方と耕作者との間で権利設定等について話し合ってください、同意を得てから応募してください。また、土地所有者意向状況一覧（センター様式2）の土地利用状況に耕作者がいることなどを記載してください。

Q：応募する前に概算でもいいので土地の買取価格は教えてもらえるのか。

A：応募される時点で買取価格を提示はできません。公募要項に記載されているとおり不動産鑑定価格等による買取りとなりますので、価格については応募者で調べていただくか、周辺において実施された公共事業の買収事例等の情報を参考にしてください。

Q：不動産鑑定により算出された価格では応じられない場合、買取価格の増額はあり得るのか。

A：買取価格については、不動産鑑定価格等により算出します。特別な増額交渉等には応

じることとはできません。

なお、土地の売買契約は個人と行いますが、買収交渉については自治会代表者等も交えた上で協議等を行う予定です。

Q：公有地を含んだ土地を応募したい場合、公有地所有者との話し合いは応募者ですか？

A：公有地を含む応募を検討される場合、まずは公有地所有者と応募者とで協議をお願いします。なお、センターにお問い合わせくだされば、公有地をどこの所有（国、県、市、改良区等）および取扱い所管課等を調べ、協議先を応募者にお伝えさせていただきますことは可能です。

Q：土地の一部が他の建設応募用地と重なっていても応募できるか。

A：一部が重なっていても、別の応募として取り扱います。

Q：1つの自治会（区）から別の建設応募用地で複数の応募はできるか。

A：それぞれが応募者条件等を満たしてれば応募できます。

Q：応募する土地が幹線道路から距離がある場合、そこまでの搬入道路用地の土地所有者についても同意をもらった上で応募しないといけないのか。

A：今回公募している建設用地5haの中に、搬入取付道路等の用地は含みません。搬入取付道路等（道路拡幅も含む）が必要な立地の場合は、その道路用地の交渉についても自治会として協力を頂くこととなりますので、ご理解いただいた上でご応募ください。

Q：応募用地の形状については何か条件はあるのか。

A：整備予定の各施設が全て配置可能となる形状を確保できることが必要です。

応募用地における地形および形状については、配置の自由度も選定評価の参考となることにご留意ください。

#### 【候補地選定に関すること】

Q：候補地選定はどのような方法で行うのか。

A：新施設建設候補地選定委員会において、応募のあった土地に対して資格判定基準及び相対比較項目を用いて評価選定を行います。

Q：相対比較項目や各項目の点数配分の公表はするのか。

A：新施設建設候補地選定委員会において、協議・検討を行い、作成後にホームページで公表する予定です。

なお、公表の時期は、公募期間終了までに行います。

Q：候補地の決定時期は。

A：平成29年5月から6月を目途に決定していく予定です。

なお、選定結果の公表は、管理者会議で決定され、センター議会への報告を経た後に行います。

**【候補地決定後に関すること】**

Q：選定結果については、どこまで情報公開される予定か。新施設建設候補地選定委員会の協議資料等は開示されるのか。

A：用地公募に関する情報の公表（公開）は次のとおりとする予定です。

公開はセンターホームページで行います。

（応募期間終了後）

応募地名および件数を公表させていただきます。なお、応募者の方は、公表についてご了解いただいたうえでご応募ください。

（候補地選定委員会）

委員会は原則公開し、その会議録も公開します（委員会の傍聴も可）。

但し、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が出ると委員会が判断した場合には、その委員会及び会議録は非公開とします（委員会の傍聴も不可）。

（候補地決定後）

候補地名、他の応募地名等を公表する予定です。

Q：応募する際、周辺自治会の同意はあるか。

A：書面等での同意までは求めませんが、応募することについての報告等は応募者でお願いします。なお、建設候補地となった際の周辺自治会に対する施設整備等についての説明はセンターが行います。

**【地域振興策の実施に関すること】**

Q：予算の範囲内で交付とは。

A：振興策を実施しようとする年度における当センターの当初予算の承認がされていなければ実施（交付）できないことから「予算の範囲内」という表現になっています。

Q：地域振興策の下限はあるのか。

A：上限はありますが、下限はありません。地域振興策の実施は交付要綱を策定した上で自治会（区）の事業計画及びその実績に応じて交付します。

Q：土地所有者（個人、法人）が応募される場合、地域振興策はその土地所有者に交付されるのか。

A：土地所有者が応募された場合でも、地域振興策は施設の設置自治会（区）に対して交付します。また、複数の自治会（区）に土地がまたがる場合は、総額の上限額を対象



となるすべての自治会（区）で按分することになります。

#### 【その他】

Q：応募は郵送でも可能か。

A：郵送は不可とします。応募の際は、原則当センター施設整備課まで本人または代理人が持参をお願いします。応募書類等に関する確認が必要となることからです。

Q：応募してから取り下げは可能か。

A：応募期間内の取り下げは可能です。その場合は、応募者本人が応募書類提先（施設整備課）まで直接取り下げを申し出てください。ただし、原則、応募期間終了後の取り下げはできませんのでご注意ください。

Q：応募を検討するに当たって、土地所有者（法人）でも個別説明会はしてもらえるのか。

A：個別説明会申込書（センター様式）をご提出されれば、個別説明会を開催します。但し、応募を検討される方が土地所有者（法人）の場合、応募時に自治会（区）の合意形成が必要なことから、場所については、自治会（区）を通して自治会館等での個別説明会をお願いします。

Q：土地所有者応募の場合、いつから交渉相手方が自治会（区）に変わるのか。

A：自治会（区）および土地所有者との覚書を締結した以降は、自治会（区）を窓口（自治会（区）特別委員会等）として交渉します。以降土地所有者の方とは、土地の売買に関する交渉のみ行います。

Q：全施設が稼動したときの1日の交通量（搬入台数）は何台くらいを想定されているのか。

A：季節や時期によっても変動するかと思いますが、現施設においては通常時で約350台程度、お盆や年末の時期は最大800台程度の搬入があります。しかし、これは点在している各施設の延べ搬入台数ですので、一箇所に施設を集約することなどを考慮すると、少なくなると見込んでいます。

Q：建設される施設の配置や景観等は、設置自治会（区）の意向も反映してもらえるのか。

A：敷地境界における景観等については設置自治会のご意見をなるべく反映し、周辺環境との調和を図っていく予定です。個別の施設の外観やその配置については、設計（外観も含む）、建設、運営を一括して発注する手法が多く取り入れられており、施設の運営、建設を踏まえた施設の形状となるかと思いますが、関係自治会からのご意見もお聞きさせていただく予定をしています。

Q：施設の稼動に伴う環境への影響は大丈夫なのか。焼却しても煙突から煙や灰は出ないのか。

A：現在の施設において、煙突から見えるのは水蒸気です。燃焼排ガスの成分分析結果については、定められた基準をすべて大幅に下回っています。ダイオキシン類についても、国の基準よりも厳しい地元との協定値を設定し、実際に排出している量は、協定値を下回っており、現在の施設についても環境面への対策を現状においても十分に行っています。

新施設の整備についても、環境対策には万全の配慮をしていきたいと考えております。

Q：施設の稼動に伴う臭気は大丈夫なのか。

A：現在の施設においても施設の臭気対策は行っております。また、毎年、臭気測定も行っており基準値を下回る結果となっております。

新施設の整備についても、臭気対策には万全の配慮をしていきたいと考えております。

Q：地下水の確保ができることを条件にされているが、何に使われるのか。

A：現在の焼却施設やし尿処理施設などで地下水を焼却炉の冷却水や処理水として利用しています。新施設においても経済面を考慮し、地下水の利用を考えていることから条件といたしました。

ご応募される際には、地下水を利用させていただくことを踏まえたうえで、お願いいたします。

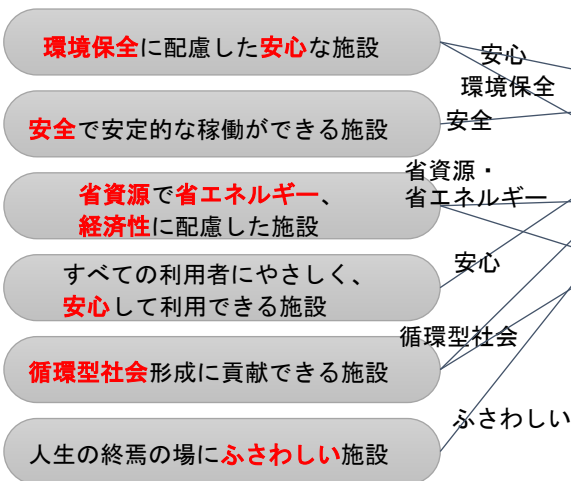
## 6) 建設候補地の相対評価審査基準（詳細）

### (1) 評価視点

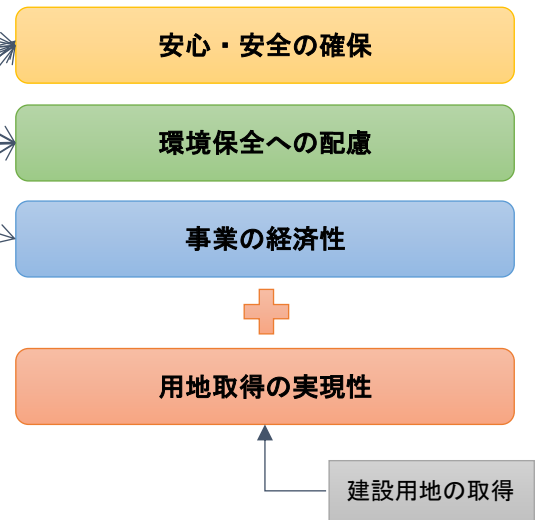
「湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項」で示されている施設整備の基本理念を踏まえて、「安心・安全の確保」、「環境保全への配慮」、「事業の経済性」の視点が重要と考えている。また、施設整備には用地取得が不可欠であり「用地取得の実現性」の視点も重要と考えている。

以上の4つの視点を軸として、相対評価項目を設定することとする。

#### <施設整備の基本理念>



#### <4つの評価視点>



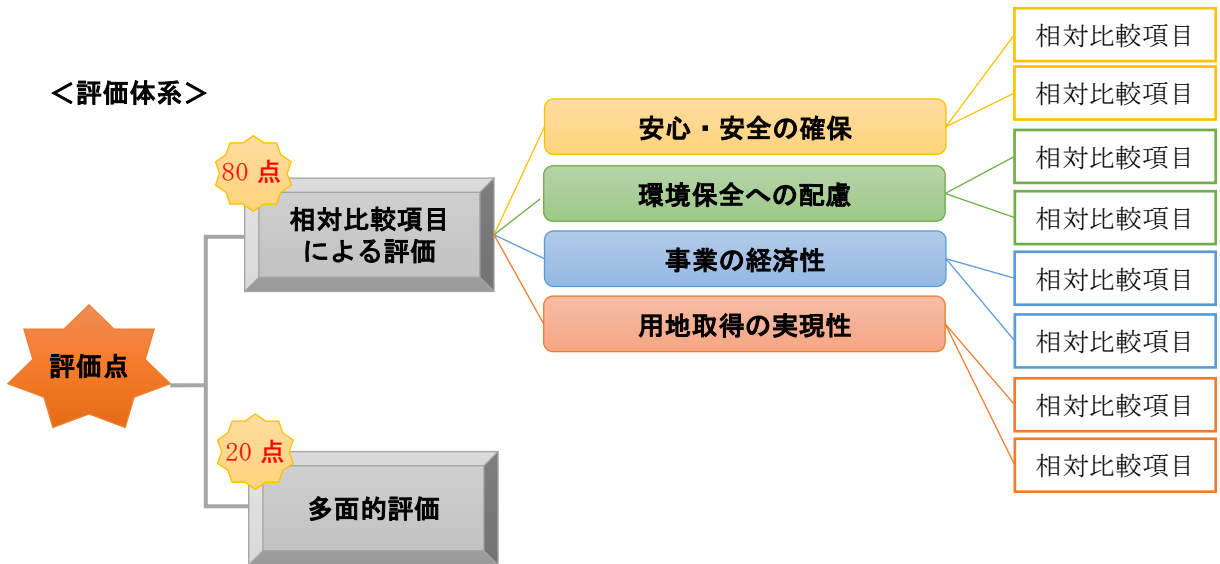
## (2) 評価体系

「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下、基本方針と言う。）では、相対比較項目ごとに評価を行い、その合計点で順位づけする方向であったが、多面的評価を加味することとする。

また、相対比較項目による評価と多面的評価の点数配分は、相対比較項目による評価 80 点、多面的評価 20 点とする。

<多面的評価を加味することのメリット>

- ・ 現地視察の結果を評価に反映できる。
- ・ 相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係や全体的な視点での評価が反映できる。



※計算式による採点は、小数第2位を四捨五入する。

### (3) 評価基準

#### ア. 評価項目・評価指標・点数配分

##### ア) 相対比較項目による評価

委員会でのご意見、資格判定審査基準の検討、他事例における評価項目等を踏まえて、16項目25指標の評価項目・評価指標を設定する。

点数配分は1指標3点として、その合計値(75点満点)を80点満点に換算して、相対比較項目による評価点とする。

No.	評価視点	評価項目	評価指標	配点	
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形(土砂災害)	3点	
1-2			地質(軟弱地盤)	3点	
1-3			活断層	3点	
1-4		施設の建設及び建替えへの制約	施設配置	支障物の存在	3点
1-5				施設配置	3点
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	3点	
1-7		土地利用規制	河川法	3点	
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	3点	
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	3点	
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	3点	
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	3点	
2-4		環境関連法規制	都市計画	3点	
2-5			景観	3点	
2-6			自然環境	3点	
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	3点	
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	3点	
3-2		用地取得	用地取得費	3点	
3-3			敷地面積	3点	
3-4		敷地造成費	敷地造成費	3点	
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	3点	
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	3点	
4-2			地域の合意状況	3点	
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	3点	
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	3点	
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	3点	
計	4視点	16項目	25指標	75点	
80点に換算(補正係数:80/75)				80点	

備考) 各指標の評価基準は次々頁以降に記述。

## イ) 多面的評価

現地視察の結果や、相対比較項目では評価が難しい項目間の相互関係や全体的な視点で評価することから、点数は細かく配分しないことが適当と考えられる。

よって、全体を見渡して多面的に評価する方法を採用する。

評価は応募地ごとに 20 点満点で行うこととする。

評価視点	配点
安心・安全の確保	20 点
環境保全への配慮	
事業の経済性	
用地取得の実現性	
計	20 点

また、評価の流れは以下のとおりとする。

委員会	内容
第 7 回	・ 現地視察
第 8 回 第 9 回	・ 事務局による説明 ・ 各委員による採点 ・ 意見交換 ・ 各委員による採点見直し ・ 多面的評価結果の決定（各委員の採点結果の平均点を多面的評価の点数とする。）
第 10 回	・ 報告書への記載内容の検討・決定

## イ. 評価基準表

### ア) 相対比較項目による評価

3 ページに示した評価指標ごとの評価基準表を 6 ページ以降に示す。

評価基準表の見方は以下に示すとおりである。

項目	内容
評価視点	4 個の評価視点（前々頁参照）のいずれかを記載。
評価項目	16 個の評価項目（前々頁参照）のいずれかを記載。
評価指標	25 個の評価指標（前々頁参照）のいずれかを記載。
配点	一律 3 点とする。
評価の 考え方	どのような条件を満たせば評価が高く（低く）なるかを記載する。 また、条件設定の理由も記載する。
評価方法	<b>■ パターン</b> ① 予め定めた評価基準によって評価 評価基準に基づき事務局が点数をつけて、委員会で確認する方法。点数をつけるにあたり、主に主観が入る余地が無い場合に採用する。 ② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 評価基準に基づき、委員会での議論を踏まえて点数をつける方法。参考として事務局による評価を示す。点数をつけるにあたり、主に主観が入る余地がある場合に採用する。 <b>■ 評価基準・採点方法</b> 具体的な評価基準や採点方法等を記載する。 A、B、C での 3 段階評価を基本として、点数が高いほど優れていると評価する。各段階の得点は、一律で「A：3 点、B：2 点、C：1 点」とする。
根拠資料 等	評価にあたって根拠とする資料や法令を記載する。
備考	関連する資格判定審査基準等を記載する。

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	地形・地質										
評価指標	地形（土砂災害）										
配点	3点										
評価の 考え方	<p>砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域（指定済・指定前）、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;関連法等にて指定されている土砂災害の危険性が高い区域は、無対策では安全性が確保されないため。</p>										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域を重ねた区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。</td> <td rowspan="3">「滋賀県防災情報マップ」から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 応募地の隣接地については、筆を単位とする。</p>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。	B	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。	C	応募地全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。									
B	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。										
C	応募地全域が該当する。										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県） <a href="http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index">http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index</a></li> <li>・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） ※火葬場を設置する場所は「がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。</li> </ul>										
備考	資格審査基準とした急傾斜地崩壊危険区域は、本評価基準から除外した。										



評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	地形・地質										
評価指標	地質（軟弱地盤）										
配点	3点										
評価の考え方	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 <理由>軟弱地盤は地震時に液状化するおそれがあるとともに、施設整備にあたって不等沈下対策が必要となるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募地の PL 値（液状化指数）を確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 45%;">評価基準</th> <th style="width: 45%;">採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>PL 値：0 以上 5 未満</td> <td rowspan="3">「滋賀県防災情報マップ」から判断する。複数の表記基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>PL 値：5 以上 15 未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>PL 値：15 以上</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	PL 値：0 以上 5 未満	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。複数の表記基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。	B	PL 値：5 以上 15 未満	C	PL 値：15 以上
評価	評価基準	採点方法									
A	PL 値：0 以上 5 未満	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。複数の表記基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。									
B	PL 値：5 以上 15 未満										
C	PL 値：15 以上										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県）  <a href="http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index">http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index</a></li> <li>※液状化危険度分布マップ（全地震最大）</li> <li>・「地震時における砂質地盤の液状化判定法と耐震設計への適用に関する研究」（土木研究所資料第 1729 号）</li> </ul> <p style="text-align: center;">表 液状化の判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">PL 値</th> <th style="width: 80%;">液状化の判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PL 値：0</td> <td>液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は一般に不要。</td> </tr> <tr> <td>PL 値：0～5 未満</td> <td>液状化危険度は低い。特に重要な構造物の設計に際しては、より詳細な調査が必要。</td> </tr> <tr> <td>PL 値：5～15 未満</td> <td>液状化危険度が高い。重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。</td> </tr> <tr> <td>PL 値：15～</td> <td>液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。</td> </tr> </tbody> </table>	PL 値	液状化の判定	PL 値：0	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は一般に不要。	PL 値：0～5 未満	液状化危険度は低い。特に重要な構造物の設計に際しては、より詳細な調査が必要。	PL 値：5～15 未満	液状化危険度が高い。重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。	PL 値：15～	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。
PL 値	液状化の判定										
PL 値：0	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は一般に不要。										
PL 値：0～5 未満	液状化危険度は低い。特に重要な構造物の設計に際しては、より詳細な調査が必要。										
PL 値：5～15 未満	液状化危険度が高い。重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。										
PL 値：15～	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。										
備考	—										

評価視点	安心・安全の確保											
評価項目	地形・地質											
評価指標	活断層											
配点	3点											
評価の考え方	敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。 <理由>敷地内に活断層があり、地震により断層のずれが発生した場合、構造物等に多大な被害が生じるため。活断層に近いと地震対策の強化が必要になる可能性があるため。											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募地から活断層までの距離を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地は活断層から 6km 以上離れている。</td> <td rowspan="3">根拠資料に記載されている断層線から 500m 以内を活断層の範囲とする。その範囲から応募地までの直線距離を計測して、判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地内に活断層は位置しないが 6km 未満に存在する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地内に活断層が位置する。</td> </tr> </tbody> </table>		評価	評価基準	採点方法	A	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	根拠資料に記載されている断層線から 500m 以内を活断層の範囲とする。その範囲から応募地までの直線距離を計測して、判断する。	B	応募地内に活断層は位置しないが 6km 未満に存在する。	C	応募地内に活断層が位置する。
評価	評価基準	採点方法										
A	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	根拠資料に記載されている断層線から 500m 以内を活断層の範囲とする。その範囲から応募地までの直線距離を計測して、判断する。										
B	応募地内に活断層は位置しないが 6km 未満に存在する。											
C	応募地内に活断層が位置する。											
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大震災に学ぶ」（阪神淡路大震災調査研究委員会報告書第2編）</li> <li>※建物の全壊率が活断層から 6km を境に急激に減少することが報告されている。</li> <li>・「活断層データベース」（産業技術総合研究所）</li> <li><a href="https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap.html">https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap.html</a></li> <li>※既存資料を 1/20 万地図上で編集したものであり、場所によっては最大数百メートルの誤差がある可能性がある。また、表示される断層線の幅は、実際の活断層の幅を示すものではない、とある。</li> </ul>											
備考	—											

評価視点	安心・安全の確保											
評価項目	施設の建設及び建替えへの制約											
評価指標	支障物の存在											
配点	3点											
評価の考え方	<p>施設建設の支障となる物（鉄塔、送電線等）が無い敷地を優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;支障物は、施設の建設や将来的な建替え等に支障をきたす可能性があるため。</p>											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>支障物と応募地の位置関係や支障物の種類を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地内に支障物がない。</td> <td rowspan="3">現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。</td> </tr> </tbody> </table>		評価	評価基準	採点方法	A	応募地内に支障物がない。	現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線	B	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	C	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。
評価	評価基準	採点方法										
A	応募地内に支障物がない。	現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線										
B	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。											
C	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。											
根拠資料等	・現地踏査											
備考	—											

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	施設の建設及び建替えへの制約										
評価指標	施設配置										
配点	3点										
評価の考え方	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 <理由>建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうが、施設を安定的に稼働・更新することが可能であり、斎場利用者により配慮した施設配置も可能であるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募地内に下記の長方形（施設建屋等の建設に必要な用地）が配置可能か確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設・リサイクル施設合棟：90m×113m</li> <li>・汚泥再生施設：45m×60m</li> <li>・斎場：66m×67m</li> <li>・建替用地：90m×113m ※上記の3施設のうち最大の施設の値</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>長方形の配置が容易</td> <td rowspan="3">事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>長方形の配置が条件付きで可能</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>長方形の配置が困難</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	長方形の配置が容易	事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。	B	長方形の配置が条件付きで可能	C	長方形の配置が困難
評価	評価基準	採点方法									
A	長方形の配置が容易	事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。									
B	長方形の配置が条件付きで可能										
C	長方形の配置が困難										
根拠資料等	<p>・基本方針</p> <p>※焼却施設・リサイクル施設合棟に必要な建築面積は70m×約93m、汚泥再生施設建屋に必要な建築面積は25m×40m、構内道路面積は建屋周辺に幅10mで確保する、とされている。</p> <p>※斎場建屋に必要な建築面積は4400㎡とされている。</p>										
備考	—										

評価視点	安心・安全の確保
評価項目	斎場利用者への配慮
評価指標	斎場までの移動時間
配点	3点
評価の考え方	<p>斎場から最も遠方にある集落までの時間が短いほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;利便性が良いほうが、市民が利用しやすいため。</p>
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>基本方針において、既存の斎場施設への移動距離・時間が示された11集落（菅浦、月出、沓掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯）から応募地までの移動時間を算定して、移動時間の最大値（<math>\alpha</math>）を応募地の値とする。</p> <p><math>\alpha</math>が最も短い応募地の値（<math>\alpha_{\min}</math>）と<math>\alpha</math>が最も長い応募地の値（<math>\alpha_{\max}</math>）の間を3等分して、以下の通り評価する。</p> <p>※●：以上、○：未満</p>
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>google Map</li> </ul> <p>※移動時間を検索（検索条件：平日の日中、高速道路は不使用）</p>
備考	—

評価視点	安心・安全の確保											
評価項目	土地利用規制											
評価指標	河川法											
配点	3点											
評価の考え方	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>河川法にて指定されている区域は、防災や保全管理のため配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>河川区域、河川保全区域への該当状況进行评估する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地全域が該当しない。</td> <td>根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地に河川保全区域が含まれる。</td> <td rowspan="2">応募地に河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準Cを適用する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地に河川区域が含まれる。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。	B	応募地に河川保全区域が含まれる。	応募地に河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準Cを適用する。	C	応募地に河川区域が含まれる。
評価	評価基準	採点方法										
A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。										
B	応募地に河川保全区域が含まれる。	応募地に河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準Cを適用する。										
C	応募地に河川区域が含まれる。											
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川保全区域の指定」（滋賀県告示）</li> <li>・「長浜土木事務所管内図」（滋賀県長浜土木事務所）</li> <li>・「長浜土木事務所木之本支所管内図」（滋賀県長浜土木事務所木之本支所）</li> <li>・現地踏査</li> <li>・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則）</li> </ul> <p>※火葬場を設置する場所は「河川から20メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。</p>											
備考	—											

No. 1-8

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	土地利用規制										
評価指標	農業振興地域の整備に関する法律										
配点	3点										
評価の 考え方	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>農用地区域は、総合的な農業の振興を目指し、農用地等として利用を確保すべき土地と定められているため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>農用地区域、農業振興地域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地全域が該当しない。</td> <td rowspan="3">市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方が含まれる場合は、評価基準Cを適用する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地に農業振興地域が含まれる。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地に農用地区域が含まれる。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方が含まれる場合は、評価基準Cを適用する。	B	応募地に農業振興地域が含まれる。	C	応募地に農用地区域が含まれる。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地全域が該当しない。	市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方が含まれる場合は、評価基準Cを適用する。									
B	応募地に農業振興地域が含まれる。										
C	応募地に農用地区域が含まれる。										
根拠資料等	・担当部署の資料										
備考	—										

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	住宅との距離										
評価指標	最寄りの住宅までの距離										
配点	3点										
評価の考え方	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 <理由>施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、斎場及びごみ処理施設に対する近隣住民に配慮するため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募地から直近の住宅までの距離を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>300mより大きい</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>100m以上300m以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>100m未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	300mより大きい	根拠資料から判断する。	B	100m以上300m以下	C	100m未満
評価	評価基準	採点方法									
A	300mより大きい	根拠資料から判断する。									
B	100m以上300m以下										
C	100m未満										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地図等</li> <li>現地踏査             <ul style="list-style-type: none"> <li>※住宅地図等で確認された直近の住宅が、人が住める状態のものか確認。</li> </ul> </li> <li>「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※施設の稼働による騒音・振動の影響の調査対象地域として、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とされている。</li> </ul> </li> <li>長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※火葬場を設置する場所は「住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。</li> </ul> </li> <li>「計画標準（案）」（建設省）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ごみ焼却場の位置について、「附近300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。」とある。（あるいは、「市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと。」とある。）</li> </ul> </li> </ul>										
備考	—										



評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	周辺諸施設との距離										
評価指標	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離										
配点	3点										
評価の考え方	<p>敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所（入院施設を有するもの）、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設）までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、斎場及びごみ処理施設に対する教育施設・医療福祉施設利用者に配慮するため。</p>										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募地から直近の教育施設・医療福祉施設までの距離を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>300mより大きい</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>100m以上300m以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>100m未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	300mより大きい	根拠資料から判断する。	B	100m以上300m以下	C	100m未満
評価	評価基準	採点方法									
A	300mより大きい	根拠資料から判断する。									
B	100m以上300m以下										
C	100m未満										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等</li> <li>・現地踏査</li> </ul> <p>※住宅地図等で確認された直近の施設が利用されている状態のものか確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）</li> </ul> <p>※施設の稼働による騒音・振動の影響の調査対象地域として、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則）</li> </ul> <p>※火葬場を設置する場所は「住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「計画標準（案）」（建設省）</li> </ul> <p>※ごみ焼却場の位置について、「附近300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。」とある。（あるいは、「市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと。」とある。）</p>										
備考	—										

評価視点	環境保全への配慮											
評価項目	周辺道路の混雑											
評価指標	周辺道路の混雑状況											
配点	3点											
評価の考え方	<p>搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な2車線以上）が混雑していないほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;施設稼働により交通量が増加しても、施設周辺道路が混雑することなく円滑に走行できることが望ましいため。</p>											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な2車線以上）の混雑度を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>判断基準・方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>混雑度：1.0未満</td> <td>根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>混雑度：1.0以上 1.25未満</td> <td rowspan="2">搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>混雑度：1.25以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。</p>	評価	評価基準	判断基準・方法	A	混雑度：1.0未満	根拠資料から判断する。	B	混雑度：1.0以上 1.25未満	搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価する。	C	混雑度：1.25以上
評価	評価基準	判断基準・方法										
A	混雑度：1.0未満	根拠資料から判断する。										
B	混雑度：1.0以上 1.25未満	搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価する。										
C	混雑度：1.25以上											

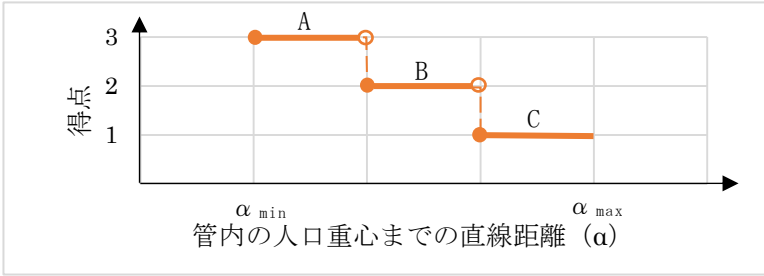
<p>根拠資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新版の道路交通センサス</li> <li>・現地踏査、現地視察</li> <li>・搬入ルート図（案） ※事務局作成</li> <li>・「道路の交通容量」（日本道路協会）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">混雑度</th> <th style="text-align: center;">交通状況の推定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.0 未満</td> <td>昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.0～1.25 未満</td> <td>昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.25～1.75 未満</td> <td>ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.75 以上</td> <td>道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">混雑度 = <math>\frac{\text{（昼間 12 時間の実測交通量）} \times \text{（大型車混入による補正值）}}{\text{（昼間 12 時間の設計交通量）}}</math></p>	混雑度	交通状況の推定	1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。	1.0～1.25 未満	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。	1.25～1.75 未満	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。	1.75 以上	道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。
混雑度	交通状況の推定										
1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。										
1.0～1.25 未満	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。										
1.25～1.75 未満	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。										
1.75 以上	道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。										
<p>備考</p>	<p>—</p>										

評価視点	環境保全への配慮											
評価項目	環境関連法規制											
評価指標	都市計画											
配点	3点											
評価の考え方	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。 <理由>住宅系の用途地域は、騒音や振動等の環境基準の規制が厳しいため。商業系の用途地域は、多くの市民が利用する土地であるため。											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>判断基準・方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>準工業地域、工業地域、工業専用地域</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A及びC以外の地域、都市計画区域外</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域</td> </tr> </tbody> </table>		評価	評価基準	判断基準・方法	A	準工業地域、工業地域、工業専用地域	根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。	B	A及びC以外の地域、都市計画区域外	C	低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域
評価	評価基準	判断基準・方法										
A	準工業地域、工業地域、工業専用地域	根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。										
B	A及びC以外の地域、都市計画区域外											
C	低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域											
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「彦根長浜都市計画区域」（米原市）</li> <li>・「米原東北部都市計画区域」（米原市）</li> <li>・「長浜市都市計画図」（長浜市）</li> <li>・「長浜市北部都市計画図」（長浜市）</li> </ul>											
備考	—											

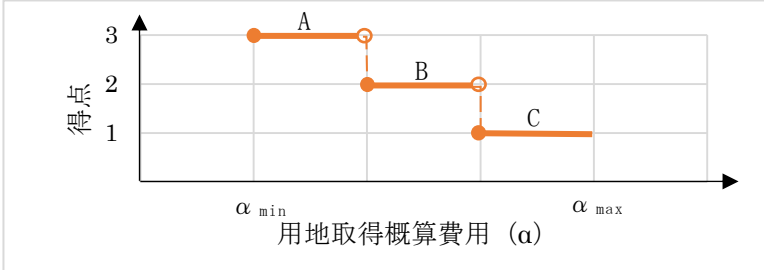
評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	環境関連法規制										
評価指標	景観										
配点	3点										
評価の 考え方	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>景観に関する法令にて指定されている規制区域は、景観への配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域を重ねた区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地全域が該当しない。</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地の一部あるいは全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。	B	—	C	応募地の一部あるいは全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。									
B	—										
C	応募地の一部あるいは全域が該当する。										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県景観計画」（滋賀県）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区</li> </ul> </li> <li>・「長浜市景観まちづくり計画」（長浜市）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※景観形成重点区域</li> </ul> </li> </ul>										
備考	—										

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	環境関連法規制										
評価指標	自然環境										
配点	3点										
評価の 考え方	<p>自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;自然環境保全に関する法令にて指定されている規制区域は、自然環境への配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。</p>										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>評価の考え方に示した各区域を重ねた区域への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地全域が該当しない。</td> <td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地の一部あるいは全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。	B	—	C	応募地の一部あるいは全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。									
B	—										
C	応募地の一部あるいは全域が該当する。										
根拠資料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法 ※自然公園</li> <li>・都市計画法 ※緑地、風致地区</li> <li>・都市緑地法 ※緑地保全地域、特別緑地保全地区</li> <li>・鳥獣保護法 ※鳥獣保護区（特別保護区を含む）、休猟区</li> <li>・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ※生息・生育地保護区</li> <li>・滋賀県自然環境保全条例</li> <li>※滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物</li> </ul>										
備考	資格審査基準とした天然記念物及び特別天然記念物は本評価基準から除外した。										

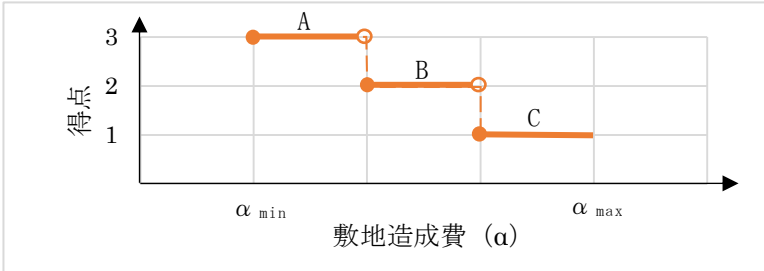
評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	埋蔵文化財										
評価指標	発掘調査										
配点	3点										
評価の 考え方	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>地域の歴史・文化を継承していくために、将来にわたって保守していくことが望ましいため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>埋蔵文化財包蔵地への該当状況を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>応募地全域が該当しない。</td> <td rowspan="3">担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>応募地の一部が該当する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>応募地全域が該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。	B	応募地の一部が該当する。	C	応募地全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地全域が該当しない。	担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。									
B	応募地の一部が該当する。										
C	応募地全域が該当する。										
根拠資料 等	・担当部署の資料										
備考	資格審査基準とした文化財は本評価基準から除外した。										

評価視点	事業の経済性
評価項目	収集運搬の距離
評価指標	収集運搬効率
配点	3点
評価の 考え方	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。 <理由>ごみ収集運搬経費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募地の敷地境界から管内の人口重心までの直線距離（<math>\alpha</math>）を計算する。  <math>\alpha</math> が最も短い応募地の値（<math>\alpha_{\min}</math>）と <math>\alpha</math> が最も長い応募地の値（<math>\alpha_{\max}</math>）の間を3等分して、以下の通り評価する。</p>  <p>※ ●: 以上、○: 未満</p>
根拠資料 等	・最新版の「国勢調査結果」（総務省統計局） 我が国の人口重心、人口等基本集計結果
備考	—



評価視点	事業の経済性
評価項目	用地取得
評価指標	用地取得費
配点	3点
評価の 考え方	用地取得費が少ないほうを優れていると評価する。 <理由> 用地取得費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■ パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■ 評価基準・採点方法</p> <p>路線価あるいは標準宅地価格を元に用地取得概算費用（<math>\alpha</math>）を算定する。算定にあたって、各種補正（奥行価格補正率、奥行長大補正率等）は考慮しない。</p> <p><math>\alpha</math> が最も少ない応募地の値（<math>\alpha_{\min}</math>）と <math>\alpha</math> が最も多い応募地の値（<math>\alpha_{\max}</math>）の間を3等分して、以下の通り評価する。</p>  <p>※ ●：以上、○：未満</p>
根拠資料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成28年度財産評価基準書 路線価図」（国税庁） <a href="http://www.rosenka.nta.go.jp/">http://www.rosenka.nta.go.jp/</a></li> <li>・「全国地価マップ」（（一財）資産評価システム研究センター） <a href="http://www.chikamap.jp/">http://www.chikamap.jp/</a></li> </ul>
備考	—

評価視点	事業の経済性										
評価項目	用地取得										
評価指標	敷地面積										
配点	3点										
評価の 考え方	敷地面積が4.5～5.5haであるほうを優れていると評価する。 <理由>用地面積は公募要項に示した範囲であるほうが望ましいため。										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>登記簿上の応募地の面積を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>4.5ha 以上 5.5ha 以下</td> <td rowspan="3">応募書類から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>5.5ha より大きく 6.5ha 未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6.5ha 以上</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	4.5ha 以上 5.5ha 以下	応募書類から判断する。	B	5.5ha より大きく 6.5ha 未満	C	6.5ha 以上
評価	評価基準	採点方法									
A	4.5ha 以上 5.5ha 以下	応募書類から判断する。									
B	5.5ha より大きく 6.5ha 未満										
C	6.5ha 以上										
根拠資料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募書類 ※別紙様式2 土地所有者意向状況一覧表</li> <li>・ 公募要項 <ul style="list-style-type: none"> <li>※（参考）建替用地 1.0ha と見込んでいることから、評価基準とする面積は1ha刻みとする。</li> </ul> </li> <li>・ 公募に関する質問（Q&amp;A） <ul style="list-style-type: none"> <li>※「概ね5haとは4.5～5.5haです。」と示されている。</li> </ul> </li> </ul>										
備考	敷地面積 4.5ha 未満の応募地は資格審査基準を満たさないため、本評価基準から除外した。										

評価視点	事業の経済性
評価項目	敷地造成費
評価指標	敷地造成費
配点	3点
評価の 考え方	敷地造成費が少ないほうを優れていると評価する。 <理由>敷地造成費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■ 評価基準・採点方法</p> <p>事務局で敷地造成費 (<math>\alpha</math>) を算定する。</p> <p><math>\alpha</math> が最も少ない応募地の値 (<math>\alpha_{\min}</math>) と <math>\alpha</math> が最も多い応募地の値 (<math>\alpha_{\max}</math>) の間を3等分して、以下の通り評価する。</p>  <p>※ ●: 以上、○: 未満</p>
根拠資料 等	・概算の敷地造成費 ※事務局作成
備考	—

評価視点	事業の経済性
評価項目	インフラ整備費
評価指標	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計
配点	3点
評価の 考え方	インフラ整備費が少ないほうを優れていると評価する。 <理由>インフラ整備費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>事務局でインフラ整備費（<math>\alpha</math>）を算定する。</p> <p><math>\alpha</math> が最も少ない応募地の値（<math>\alpha_{\min}</math>）と <math>\alpha</math> が最も多い応募地の値（<math>\alpha_{\max}</math>）の間を 3 等分して、以下の通り評価する。</p> <p>※ ●：以上、○：未満</p>
根拠資料 等	<p>・概算のインフラ整備費 ※事務局作成</p> <p>搬入道路：50,000 千円/100m</p> <p>※基本方針より</p> <p>高圧受電：3,348 円/m（新設）、3,348 円/m×60%（張替えまたは添架）</p> <p>※電気供給条件（特別高圧・高圧）（平成 28 年 4 月 1 日実施、関西電力）より</p> <p>上水道：応募地を踏まえ試算</p>
備考	—

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	用地取得の実現性
評価指標	土地所有者数
配点	3点
評価の 考え方	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。 <理由>土地所有者数が少ないと、土地購入等の各種手続き等が容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなっている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募書類から土地所有者数 (<math>\alpha</math>) を算出して、以下の式にて計算する。  <math>\alpha</math> が最も少ない応募地の値 (<math>\alpha_{\min}</math>) と <math>\alpha</math> が最も多い応募地の値 (<math>\alpha_{\max}</math>) の間を3等分して、以下の通り評価する。</p> <p>※ ● : 以上、○ : 未満</p>
根拠資料 等	・ 応募書類 ※別紙様式2 土地所有者意向状況一覧表
備考	—

評価視点	用地取得の実現性											
評価項目	用地取得の実現性											
評価指標	地域の合意状況											
配点	3点											
評価の 考え方	<p>応募地の該当自治会における賛成者の割合が高いほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt;地域における合意形成は事業実施に不可欠であるため。</p>											
評価方法	<p>■パターン</p> <table border="1"> <tr> <td>①予め定めた評価基準によって評価</td> </tr> </table> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>応募書類から、総会の出席者数（委任状を含む）における賛成者の割合を確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>賛成者割合：100%</td> <td rowspan="3">応募書類から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>賛成者割合：75%以上 100%未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>賛成者割合：50%を超え 75%未満</td> </tr> </tbody> </table>	①予め定めた評価基準によって評価	評価	評価基準	採点方法	A	賛成者割合：100%	応募書類から判断する。	B	賛成者割合：75%以上 100%未満	C	賛成者割合：50%を超え 75%未満
①予め定めた評価基準によって評価												
評価	評価基準	採点方法										
A	賛成者割合：100%	応募書類から判断する。										
B	賛成者割合：75%以上 100%未満											
C	賛成者割合：50%を超え 75%未満											
根拠資料 等	・ 応募書類 ※別紙様式4 新施設建設用地応募に関する総会議事録											
備考	—											

評価視点	用地取得の実現性																										
評価項目	隣接市町との距離																										
評価指標	隣接市町との距離																										
配点	3点																										
評価の考え方	管内に隣接する近隣市町までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 <理由>管内と隣接する市町についても、周辺地域として配慮が必要なため。																										
評価方法	<p>■パターン</p> <p>①予め定めた評価基準によって評価</p> <p>②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から直近の近隣市町（境界）までの直線距離を確認する。ただし、直近の近隣市町（境界）が琵琶湖上となる場合は、陸域までの直線距離とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>6km 以上</td> <td rowspan="3">応募書類から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3km 以上 6km 未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>3km 未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	6km 以上	応募書類から判断する。	B	3km 以上 6km 未満	C	3km 未満																
評価	評価基準	採点方法																									
A	6km 以上	応募書類から判断する。																									
B	3km 以上 6km 未満																										
C	3km 未満																										
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空法               <ul style="list-style-type: none"> <li>※地表から 60m 以上の高さの物件には航空障害灯等の対応が必要となる。</li> </ul> </li> <li>・本事業の焼却施設の計画概要規模（5.9t/時）</li> <li>・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）</li> </ul> <p>表 煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設規模等</td> <td>時間当り（t/時）</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>煙突実体高（m）</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>59</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査対象地域（半径：km）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）調査対象地域は、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定。</p>	施設規模等	時間当り（t/時）	0.2	0.5	1	2	5	12	18	煙突実体高（m）	10	20	30	40	59	80	100	調査対象地域（半径：km）		1	2	3	4	6	8	10
施設規模等	時間当り（t/時）		0.2	0.5	1	2	5	12	18																		
	煙突実体高（m）	10	20	30	40	59	80	100																			
調査対象地域（半径：km）		1	2	3	4	6	8	10																			
備考	—																										

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	周辺地域の状況
評価指標	隣接自治会との距離
配点	3点
評価の考え方	<p>応募地の該当自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt; 応募地の該当自治会と隣接する自治会についても、周辺地域として配慮が必要なため。</p>
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>敷地境界から応募地の該当自治会の字境<sup>あざかい</sup>までの直線距離を計算する。</p> <p><math>\alpha</math> が最も短い応募地の値 (<math>\alpha_{\min}</math>) と <math>\alpha</math> が最も長い応募地の値 (<math>\alpha_{\max}</math>) の間を3等分して、以下の通り評価する。</p> <p>※ ● : 以上、○ : 未満</p>
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等</li> <li>・地図でみる統計（統計GIS）（独立行政法人統計センター）</li> </ul> <p><a href="https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init">https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init</a></p>
備考	—



評価視点	用地取得の実現性											
評価項目	周辺地域の状況											
評価指標	搬入道路が通過する周辺自治会の有無											
配点	3点											
評価の考え方	<p>応募地の該当自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。</p> <p>&lt;理由&gt; 応募地の該当自治会以外の自治会との合意形成に時間を要して搬入道路の整備が遅れると、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。</p>											
評価方法	<p>■パターン</p> <p>① 予め定めた評価基準によって評価</p> <p>② 評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価</p> <p>■評価基準・採点方法</p> <p>搬入道路が応募地の該当自治会の<sup>あざかい</sup>字境内に収まっているか確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>採点方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>収まっている。</td> <td>根拠資料等から判断する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td rowspan="2">対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>収まっていない。</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	採点方法	A	収まっている。	根拠資料等から判断する。	B	—	対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。	C	収まっていない。
評価	評価基準	採点方法										
A	収まっている。	根拠資料等から判断する。										
B	—	対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。										
C	収まっていない。											
根拠資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入ルート図（案） ※事務局作成</li> <li>・地図でみる統計（統計GIS）（独立行政法人統計センター） <a href="https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init">https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init</a></li> </ul>											
備考	—											

<参考：評価方法（パターン）一覧>

No.	評価視点	評価項目	評価指標	評価方法
				パターン
1-1	安心・安全 の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	①
1-2			地質（軟弱地盤）	①
1-3			活断層	①
1-4		施設の建設及び 建替えへの制約	支障物の存在	②
1-5			施設配置	②
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	①
1-7		土地利用規制	河川法	①
1-8			農業振興地域の整備に 関する法律	①
2-1	環境保全 への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	①
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医 療福祉施設までの距離	①
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	①②
2-4		環境関連法規制	都市計画	①
2-5			景観	①
2-6			自然環境	①
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	①
3-1	事業の 経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	①
3-2		用地取得	用地取得費	①
3-3			敷地面積	①
3-4		敷地造成費	敷地造成費	①
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、 上水道の整備費合計	①
4-1	用地取得の 実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	①
4-2			地域の合意状況	①
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	①
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	①
4-5			搬入道路が通過する 周辺自治会の有無	①
計	4 視点	16 項目	25 指標	—

パターン：①予め定めた評価基準によって評価

②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価

#### イ) 多面的評価

現地視察の結果、相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項等を踏まえて、多面的に評価する。